

令和2年第10回尾道市教育委員会会議録

日 時 令和2年8月27日（木） 午後2時30分 開議
場 所 尾道市庁舎4階 委員会室
署名委員 村上委員

午後2時30分 開会

○佐藤教育長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第10回教育委員会定例会を開きます。

本日の会議日程は、お手元に印刷配付のとおりです。

本日の会議録署名委員は、村上委員を指名いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、業務報告及び行事予定を議題といたします。

業務報告及び行事予定のうち、重要な項目がありましたら、順次報告をお願いいたします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。庶務課にかかわります業務報告及び行事予定について御説明をさせていただきます。

議案集の1ページをお開きください。

まず、業務報告、行事予定についてでございますが、基本的にはこちらに記載のとおりでございます。

工事等以外で記載できていない項目といたしましては、7月30日に土堂小学校の仮校舎についての保護者説明会を実施しております。このたびで何とか御理解をいただき、事業を進めたいという気持ちを持って臨みましたが、通学方法及び通学路について整備が不十分であるとの御意見が多く出され、具体的な内容については並行しながら整備させていただきたいという私ども教育委員会事務局の意見もお示しいたしましたが、意見が折り合わず、結果、継続協議ということになっております。

また、保護者の方から具体的な通学イメージについて調査を求める御意見もあったため、市のほうで実態調査を近日中に実施したいというふうにも考えております。調査後、具体的なイメージをお示しする方向で、改めて説明会等を実施していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。生涯学習課の業務報告並びに行事

予定を御報告いたします。

2ページをごらんください。

まず、業務報告でございますが、8月4日、5日、おのみち市民大学講座として、「みんなの海を描こう！」ということで、市公民館と土堂公民館で、小学生を対象とした海のポスターづくりを行っております。それぞれ17人の参加をいただきました。

続いて、行事予定です。

あす8月28日に、市民大学講座としてボランティアに対する研修会を行います。ボランティアは、学校ボランティアや放課後子ども教室の指導員、児童クラブの指導員にお声がけをしております。新型コロナウイルスの対策法やパラスポーツであるボッチャの体験を行います。現時点で42名の申し込みをいただいております。

また、9月4日に、市民大学講座と家庭教育支援講座として「星空おやこ映画館」を行います。これは、今度新しくできます庁舎の駐車場を使いまして、ドライブインシアターを親子向けにやります。自動車の中で安全に映画を見ていただくというものを現在企画して行おうと思っております。

続いて、図書館について、指定管理者から報告のあった事業の報告をいたします。

3ページ、中央図書館の業務報告につきましては記載のとおりでございます。

行事予定につきましては、9月8日から12日に、インターンシップとして福山の大学生を受け入れ、配架、カウンター業務や、同時期に実施されるぬいぐるみおとまり会のアルバムづくりなどを行っていただく予定としております。

続いて、4ページをお願いいたします。

みつぎ子ども図書館の業務報告につきましては、8月22日に平面パズルLaQ体験会を開催し、38名の参加をいただいております。

行事予定については記載のとおりでございます。

なお、9月15日から18日、特別図書整理期間として休館といたします。

5ページ、因島図書館についてです。

業務報告につきましては、8月8日に夏休み自由研究講座を実施し、10名の参加をいただきました。8月23日にはライブラリーコンサート「夏」を実施し、オカリナやしの笛、ギターや笛などの演奏を聞いております。55名の観覧をいただきました。

行事予定につきましては記載のとおりです。

続いて、6ページをお開きください。

瀬戸田図書館の業務報告につきましては、8月8日に、地元のボランティア団体瀬戸田理科クラブの先生をお迎えし、自由研究「水のマジック！花をつくらう」を実施しました。8名の参加でございました。

行事予定につきましては記載のとおりです。

7ページ、向島子ども図書館の業務報告につきましては、8月15日に、社会人サークルおのみちウクレレオーケストラさんによる「わくわくおやこdeウクレレワークショップ」を実施し、23名の参加をいただきました。

行事予定につきましては記載のとおりです。

以上で図書館の業務報告を終わります。

○**榎原因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。因島瀬戸田地域教育課の業務報告並びに行事予定について御説明いたします。

8ページをごらんください。

初めに、業務報告についてでございます。

旧土生幼稚園防草シート設置業務と高根市民スポーツ広場夜間照明設備修繕業務については、予定どおり委託業務を完了いたしました。

また8月20日には非構造部材耐震改修工事設計業務の改札を、8月24日には特殊建築物定期点検業務の入札を行い、それぞれ委託業者が決定したところでございます。

続いて、行事予定でございます。

継続業務として毎月報告させていただいておりますが、記載の2件の委託業務を予定しております。そのうち8月末までを予定としておりました小・中学校空調設備設置業務委託については、昨日、全ての業務を完了したと報告を受けております。

以上でございます。

○**村上美術館長** 教育長、美術館長。美術館の業務報告並びに行事予定を尾道市立美術館から順次報告いたします。

9ページをごらんください。

最初に、尾道市立美術館について御説明します。

業務報告につきましては記載のとおりですが、9月6日まで、特別展「誕生80周年トムとジェリー展 カートゥーンの天才コンビ ハンナ＝バーベラ」を開催しております。本展の入館者でございますが、8月26日現在で2万6,237名、1日当たり558名でございます。

なお、8月21日に2万人目の入館者を迎えました。

また、8月2日には、「音楽と風景 a t 美術館の中庭コンサート」と「こどもと大人の鑑賞会」を開催いたしました。中庭コンサートでは、3世代のファミリーバンドの演奏を34名の参加者にお聞きいただきました。

次に、行事予定でございますが、尾道市立美術館につきましては、8月30日に、「音楽と風景 a t 美術館の中庭コンサート」と「こどもと大人の鑑賞会」を開催する予定でございます。中庭コンサートでは、地元の子供たちのオーケストラ演奏を鑑賞します。

9月19日から11月15日まで、特別展「日本のアニメーション美術の創造者山本二三展～天空の城ラピュタ、火垂るの墓、もののけ姫、時をかける少女～」を開催します。この展覧会は、アニメーション映画の美術監督、背景画家として数々の名作に携わってきた山本二三の描いたアニメーション用の背景画を中心に、その前段のスケッチ、イメージボードなどを含む、初期から新作まで約200点を紹介するものです。また、展覧会初日の9月19日には、山本二三氏のトークショーとサイン会を開催する予定でございます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、トークショーは事前申込制とし、座席間隔をあける予定でございます。サイン会につきましても、整理券を配布して、人数を制限する予定でございます。

圓鏝勝三彫刻美術館につきましては、9月1日から12月6日まで、特別展「圓鏝勝三積み重ねの旅」展を開催します。圓鏝勝三の作品制作過程は、デッサンから粘土へ、粘土から石膏へ、石膏からブロンズ、木彫へとその過程は多岐にわたります。本展では、同じ型で素材の異なる作品を展示し、圓鏝勝三の手わざを紹介いたします。

平山郁夫美術館につきましては、9月19日から12月4日まで、企画展「松尾芭蕉・平山郁夫と旅する奥の細道・中尊寺」展を開催いたします。

以上でございます。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。学校経営企画課に係る業務報告並びに行事予定について報告いたします。

10ページをお開きください。

まず、業務報告についてですが、8月19日、教務主任研修会は中止としましたが、必要な指導事項等について資料として配布いたしました。今回の教務主任研修会では、教育指導課から指導として特別支援教育の充実について、学校経営企画課から指導、協議として学校教育目標の実現に向けて学校評価表の活用、講話、演習として学校管理ミニ研修、学校安全について、また指導として教務主任の実務のポイント、統合型校務支援システムについてを研修内容とい

たしました。

続いて、行事予定について報告いたします。

9月からは集合で行うということで、9月2日、校長会議を行います。9月29日は、学校経営サブリーダー研修会を行います。9月14日から23日までは、東部教育事務所による全校訪問を残り11校で行います。市教育委員会からも管理主事等が訪問し、学校の様子をともに把握していきたいと思っております。

以上でございます。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。教育指導課に係る業務報告並びに行事予定について御説明申し上げます。

11ページをごらんください。

初めに、業務報告です。

8月6日、7日に実施予定であった初任者研修会、教職経験者（5年目）研修会については、集まっての研修とせず、ICTを用いた資料送付という形で研修を実施しました。

具体的には、今後、児童・生徒1人1台のタブレット導入の際にも活用を予定しているグーグルスイート・フォー・エデュケーションというソフトを使い、講話や課題を送付し、受講者が学校の端末で学習した後、講話の感想や課題の提出をパソコンで行うといったものです。教育委員会からは、課題の実施状況や提出状況を庁舎内のパソコン上で確認し、記述内容の閲覧や受講者からの質問の回答をパソコンで行うなど、これまでとは違った代替研修の形となりました。

受講者からは、集まっての研修はできなかったけれども、尾道市の取組はよくわかりました。初任者として4月から新天地で勤務を開始し、1学期はコロナの影響でいろいろなことがなかなか思うように進まず、悩みました。ですが、悩んでいるのは自分一人ではなく、多くの先生方も同じで、特に同じ職場の先生方にはその都度助けていただきました。2学期からは、子供たちのために自分ができることは何か考え、どんな状況下でも子供たちと一緒に学び、成長していきたいと思えます等の感想が寄せられています。

このシステムは、学校が臨時休業になった際に、学校と家庭にいる児童・生徒をパソコンでつなぎ、健康状況のチェックや課題の受け渡し等の取組を行う際にも活用を想定しているものであり、今後もコロナ禍の中における研修の充実等に活用し、取り組んでいきたいと考えております。

次に、行事予定です。

研修についてはごらんいただいているとおりでございますが、例年実施して

おります尾道市子ども科学展においては、人による密を避けるため、作品の展示やサイエンスショーなどの催しを中止し、作品の募集、審査等については実施をする予定です。

9月30日に開催予定の図書館教育研修会では、教育委員会議で御承認いただいた尾道市子供の読書活動推進計画の周知、今後の取組の充実について、短時間に絞り研修を実施する予定としております。

以上でございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの報告について御意見、御質問ございますでしょうか。

○村上委員 教育指導課に質問ですけども、先ほどの初任者研修は結局リモートでやったということですか。

○本安教育指導課長 はい、そうです。

○村上委員 時間的にはどのくらいの時間かけたのですか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。課題を提示して、課題の回答を書くというもの、またはこちらが提示した資料を読み込むというものなので、個人個人で時間は違うと思いますけども、資料を読み、それを自分で考え、回答しといったサイクルで研修を進めております。

○村上委員 わかりました。

○佐藤教育長 ほかにございませんか。

○豊田委員 教育指導課に2点御質問したいと思います。

1点は、先ほどタブレットを導入して、市内の全校児童・生徒に配布するということでしたが、先日、報道によれば、来年度の学力テストについてはタブレットで個人が打ち込んでいくというようなことを耳にしたのですが、そうなってくると、これから11月に導入された後、計画的に指導していかないとなかなか全員がそこまで到達するのは難しいですよね。見通しとしてはどのような計画を持っておられますか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。タブレットの導入につきましては、小・中学校で言いますと今年度中に全て導入をする予定になっています。それに合わせて、小学校ではプログラム学習等が始まっておりますので、既に各学校においてはプログラミング学習等について活用しているところでございます。

また、中学校につきましては、今後、各教科でどのように活用するかということ、もう既に教員につきましては授業の中でどんどん使っておりますので、それを1人1台のタブレットでどう有効に活用するかということについて

具体的に活用研修を進めていきたいと考えております。

○**豊田委員** 先ほど図書館教育研修会が行われているということでしたが、コロナがあったからあれですけれども、朝読ですよ、あれが継続して遂行されているのでしょうか。学校によって違うのか、わかれば教えてください。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。朝読の話でございますが、学校によって、例えば週に何回とかというような違いはあると思いますけれども、各学校でそれぞれの実態に応じて取り組んでいると聞いております。

ただ、回数や内容によっては多少ばらつきがあるように捉えております。

○**佐藤教育長** 先ほどの1番目の御質問のお答えはあれでよろしかったのでしょうか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。学力テストのタブレット活用につきましては、今後、具体的にどういう形でということの詳細がわかると思いますので、それを踏まえて対応していきたいと考えています。報道では一部そういうふうに出ましたけれども、国や県を通してまだこちらのほうへ正式な通知が来ていないものですから、詳細についてはそれを見て対応していきたいと考えております。

○**佐藤教育長** ほかにございませんか。

○**木曾委員** ことは子ども科学展の展示などはしないということで、募集はされるということですよ。募集をした作品っていうのは見る機会とかはあるのですか。

それと、恐らく賞があったと思うのですが、あれを励みにされている子供さんもいらっしゃると思うのですが、そのあたりは内容的にはどうなるのですか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。作品の募集をし、審査を行います。これについては例年県の科学展等にもつながっていくものでございますので、審査をしたものについて、すばらしいものについてはどんどん県へ出していこうと考えて計画をしているところでございます。

○**佐藤教育長** よろしいですか。

○**村上委員** 因島瀬戸田地域教育課の件でお聞きしたいのですが、この旧三庄小学校の調査測量登記業務、これ1年以上かかっているのですが、具体的には内容はどのような調査なのでしょう、業務の内容。

○**榎原因島瀬戸田地域教育課長** 教育長、因島瀬戸田地域教育課長。業務の内容というのは、旧三庄小学校の跡地の整理を行うというところで、現在、校舎は既に解体撤去しております。土地は、認定こども園と一部は市民農園というこ

とで利用が始まっています、残りに3分の1程度未活用地がございます。そちらの整理をさせていただくということで、そこを行政財産になっているのを普通財産に所管がえをしまして、担当課に引き継いでいくという整理が残っております。今そこを分筆したり、境界確認をしたり、そういったことでかなり境界の確認作業に時間がかかるというところで今確認をしているというところでございます。

○村上委員 わかりました。

○佐藤教育長 ほかにありませんか。

○木曾委員 美術館の行事でお聞きしたいのですが、今回「トムとジェリー展」がかなり好評で、たくさん入館者がいらっしやって、私の周りもとっても楽しめたという声を聞くのですが、今度の特別展「日本のアニメーション美術の創造者」というのもかなり来館者が多いと予想されるのですが、記念講演なども恐らく希望者が多いと思うのですが、何人ぐらいを予定していて、事前申し込みというのはどのような形でするようになっていくのですか。

○村上美術館長 教育長、美術館長。この記念講演会なのですが、通常ですと大体60名ぐらい、当館の2階のロビーで毎回開催しているのですが、入るのですが、それをしますと密になりますもので、一応今の予定といたしましては最大30名の定員としております。もちろん席の間隔もあけてということで、今印刷物等の制作をしております、その中にも記載をさせていただく予定ですが、事前申込制で、当館に電話していただく形になろうかと思っております。それで、先着順ということに今は予定をさせていただいております。

以上です。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、日程第1、業務報告及び行事予定を終わります。

次に、日程第2、議案の審査に入ります。

その前に、議事進行についてお諮りしたいと思います。

議案第46号令和3年度に使用する中学校用教科用図書採択については、先日の臨時会で継続審議となりました議案であり、通常ですと議事進行はお配りしている会議日程の順になりますけれども、非公開審査として決定しておりますので、議事の順番を変更し、最後に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、議案第47号令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案第47号令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書についてを御説明申し上げます。

議案集の13ページをお開きください。

この議案の提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、令和元年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書を作成いたしましたので、尾道市教育委員会教育長事務委任規則第1条第17号の規定により教育委員会の承認を求めるものでございます。

報告書の概要を簡単に御説明いたします。

別冊としてお配りしている点検評価報告書をごらんください。

報告書の1ページですが、はじめにといたしまして、本報告書の概要をお示ししております。

2ページでは点検、評価方法と学識を有する方からの貴重な御意見を今後の取組に生かし、教育行政を推進していくことを明らかにしております。

3ページは、教育委員会の令和元年度における活動状況でございます。

4ページから6ページは、令和元年度に教育委員会議で審議された議案及び報告について記載しております。

7ページには、教育委員会委員名簿を掲載しております。

8ページから10ページには、令和元年度に実施した施策・事業について、尾道教育総合推進計画の体系別にその一覧を掲載しております。

評価、点検を行った施策事業を41項目に整理しまして、11ページから51ページまでにわたり主要事業の取組状況や成果、課題及び改善の方向性を記載しております。

それでは、本日配布させていただいておりますが、別冊の52ページをごらんください。

8月5日水曜日に3名の学識経験者をお招きして、学識経験者会議を開催し、御意見をお伺いいたしました。学識経験者の御意見については、53ページ以降に取りまとめて掲載をしております。

総括的な御意見として、教育委員会の事業は、教育委員会が実施主体となっ

て行っていただくだけでなく、それを受けてどれだけ学校が主体的に取り組んでいけるかが大事であるとの御意見をいただきました。

また、研究するだけではなく、研究した成果を地域や学校へ還元していくという視点を持って改善策、改善の方向性を考えていくことが必要であるという御意見や、新型コロナウイルス感染症やさまざまな災害に対して、これまででは想定外のことであったが、想定内のこととして捉え、対応していく必要があるという御意見をいただいております。

その他、個別の事業に対する御意見についても取りまとめております。これらにつきましては、今後の取組に生かしてまいりたいというふうに考えております。

この報告書についてですが、本日の教育委員会議で議決をいただきました後、市議会へ速やかに提出し、ホームページによる公表を行いたいというふうに考えております。

以上、御審議の上、御承認を賜りますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 従前、教育委員さんに見ていただいた点検評価から変更となった部分が、本日お配りした資料の後段に事務評価点検シート新旧対照表の新的部分になるというふうに、新の状況が配布しているこの点検評価の案ということでよろしいですね。

○末國庶務課長 はい。

○佐藤教育長 よろしいですか。

大きく言えば、その新旧のところ、前段の旧のところは教育委員さんに見ていただいている、先ほど学識経験者の知見をいただいたということを踏まえて、修正がされている中で主だったものの説明ができますか。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。多岐にわたりますので、なかなか全体的なものということでは申し上げにくいところがございますけれども、先ほど申し上げたような新型コロナウイルス感染症対策を初めとした各種の災害に対して、そういったことの対応について特に意を砕くようにというような御指摘があったように認識しております。

○佐藤教育長 これは令和元年度の点検評価項目ではあるけれども、シートの中に今後の方向性があるから、当然そういったことを踏まえた今後の方向性にならないといけないよという指摘を受けて修正したものだというところでよろしい

ですね。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。そのとおりでございます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

○豊田委員 先ほどお話がありましたが、令和元年度のこのいただいている資料の中の11ページを取組状況と成果、課題というのがありますが、少し気になりましたのは、校内研修等をして、「資質・能力」の観点から評価・改善を行うカリキュラム・マネジメントの機能化は、学校間で差が大きいというのがありますね。それからもう一つ、先ほどいただきました資料の中で54ページの11番、小・中学校は義務教育であり、特色ある学校と義務教育の基本的な云々がありまして、尾道の子供たちは、どこの学校に行っても同じように教員が努力して、同じ底上げをしている、ということを教育委員会が打ち出すと安心できるのではないかというふうな項目がありますが、この2つをとりましたときに、やはり学校間格差ということになると、これはこれからの大きな課題であると私も捉えているのですけれども、そのあたりでコロナが三、四カ月あって、休校もありましたけれど、このあたりを事務局としてどのように校長会等と連携をとられて、改善方向に向かっておられるのかということ、具体的に何かありましたら教えてください。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。学校間の格差に対するさまざまな取組ということであったように思いますけども、今回の新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業の際には、学校間で取組に差がないようにということで、校長会でしっかりと連携し、市内で統一したプリントづくり、教材を配布し、そして添削し、そして返すというようなサイクルを統一して行うということがございました。このように校長会等でしっかりと取組を共有し、どの学校においてもしっかりと子供たちの力がつけられるという方向で取組を進めていくというところを意識して行っているところでございます。

○佐藤教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

恐れ入りますが、議案第47号の（案）を二重線で抹消していただければと思

います。

次に、議案第48号尾道市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○内海生涯学習課長 教育長、生涯学習課長。議案第48号尾道市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について説明をいたします。

議案集14ページをごらんください。

本案は、尾道市公民館運営審議会委員を解職及び委嘱することについて教育委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由は、委員の辞職に伴うものです。小学校長会及び中学校長会から選出の委員が令和2年3月末で転任及び退職をされましたので、これを解職し、後任として推薦のあった方を新たに公民館運営審議会委員として任命するものでございます。

本来であれば異動後の早い段階で、5月ないし6月の定例会で御提案するべきものでございましたが、この時期の御提案となりましたことをおわび申し上げます。

15ページにございますように、新たに任命する方は、向島中央小学校校長加登谷州章氏と高西中学校校長の濱本かよみ氏の2名でございます。

任期は、令和2年9月1日から、前任者の残任期間である令和3年6月30日までといたします。

16ページに、委員全体20名の方の名簿を付しております。1番目、2番目の方が今回新任の委員で、ほか18名の委員については変更ございません。

改選後の男女比は35%、平均年齢は65.3歳となります。

以上、御審議の上、御承認をいただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第49号尾道市立学校に勤務する県費負担教職員のセクシュアル・

ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する基本方針についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。議案第49号尾道市立学校に勤務する県費負担教職員のセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する基本方針について御説明いたします。

17ページをお開きください。

本議案は、別紙のとおり、尾道市立学校に勤務する県費負担教職員のセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する基本方針を定めたいので、教育委員会の承認を求めるものです。

提案理由についてですが、令和2年3月に文部科学省が「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定等についてを示し、学校を設置する地方公共団体の教育委員会において方針を定めるよう求めたことに基づき、別紙のとおり、本市においても、尾道市立学校に勤務する県費負担教職員のセクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント及びパワー・ハラスメントの防止等に関する基本方針を定めるものでございます。

18ページをお開きください。

まず、本来であれば関連する労働施策推進法の改正に合わせ、6月1日からの基本方針の施行とするため、5月の教育委員会議に議案として提出すべきところ、事業主たる各学校を設置する地方公共団体の教育委員会にも法が適用されているということについて事務局の確認不足により今回の提案となり、申しわけございませんでした。

なお、6月1日から現在までは、県教育委員会が策定している基本方針に基づいて各学校はハラスメントの防止に取り組んでおります。

それでは、基本方針についてですが、対象は尾道市立学校に勤務する県費負担教職員となっています。尾道市立学校に勤務する市費の教職員については、尾道市が策定しております基本方針が該当となっております。

それでは、1では、ハラスメント防止の目的等を定め、児童・生徒や教育実習生への対応として明確な意思表示が困難な場合があることの認識についても

触れております。

2では、校長の責務について、ハラスメントの防止及び排除に努め、問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処すること等を定めております。

3、4では、相談体制について、学校経営企画課、学校経営支援室に相談窓口を設置し、相談に対し、プライバシーの保護及び秘密の保持の徹底等を定めております。

5では、相談後の対応について、必要に応じて県教育委員会に報告し、速やかに事実関係の調査及び確認を行うこと等を定めています。

以上、基本方針の説明とさせていただきます。

なお、御承認いただきましたら、市内小・中・高等学校へ通知し、周知啓発に努めるとともに、尾道市ホームページへの掲載、市議会議員への情報提供等、市民の皆様にも速やかに周知してまいります。

御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問ございますでしょうか。

○村上委員 2の校長は云々とありますけども、その2行目に、ハラスメントの防止及び排除に努めるということになっているのですけども、これは、校長はどのような形で努めるのですか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。これは教職員が能力を十分発揮できるようにということで、日ごろの職場の状況でありますとか、研修でありますとか、さまざまな学校の様子を見る、それから面談等も細やかにしながら、これまで以上にしっかりと職場の教職員個々の状況を把握する中で、また教育委員会と連携する中で、そういったことに努めるということは今考えております。

○佐藤教育長 よろしいですか。

ほかにございますか。

○木曾委員 5番、必要に応じ県教育委員会に報告するとなっているのですが、必要に応じってというのはどういう程度のことを言っているのでしょうか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。この必要に応じというのは、県教育委員会と市教育委員会との関係性もございます。県教育委員会は任命権者であるということと、市教育委員会は服務監督権者ということで、県費負担教職員の処分の権限を持っているのは任命権者の県教育委員会であります。ですから、市の教育委員会がそういったことを判断することはできないので、パワー・ハラスメントに該当するであろうということについては県教育委

員会と連携しながら、しっかりと調査していかないといけないと思います。相談があったものについて、もちろん調査は全ていたします。ですけれども、その中で、これはもうどう考えても指導の範囲内であるとか、該当しない、パワー・ハラスメントの相談窓口で相談があったけど、全くパワハラとは違うというふうなこともありますので、そういったものについては市のほうで書類を回らせていただいて、県には報告はしないというようなことを思っております。ですから、処分に該当するであるとかということについては県に当然上げてともに一緒に調査していくことになろうかというふうに思います。

○木曾委員 ということは、調査をした上で、内容によって報告という流れなのですか。その調査の結果、これはパワハラに該当しないであろうと市の教育委員会が判断したときに、でも申し出者はパワハラだと認識をして相談をしているのですよね。その辺の話し合いというか、どうなるのですかね。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。事案によってかなりさまざまな状況が想定されます。窓口で相談、苦情があっても、全く違う中身のこともあります。ですから、そういったものについては当然私どもも校長等とも話をしていきますし、パワー・ハラスメントと本人が思っていて、相談があった場合には、私たちが調査をして、校長との連携の中で再度面談をしていただいて、本人の気持ちがおさまるであるとか、そういった場合には市の中でという判断をすることもあろうかと思えますし、いやいやという場合には、当然県教育委員会と連携をさせていただいて、本格的に再度調査をしていくというようなこともある。基本的には2段階、市で調査をして、それから県で調査をしてというようなことになってくるのではないかと、これまでもそういうこともしています。当然県教育委員会に直接相談される方もおられます。そういった場合には県から尾道市に情報が来て、一緒に調査をしたりしているのですけれども、相互にしっかり連携をとって、相談した方が不満に思うとか、不利益になるとか、そういったことは絶対にならないように、そこだけはしっかり押さえて、本人が納得できるように調査はしっかりしていきたいと思います。

○佐藤教育長 ほかにございませんか。

○村上委員 パワハラの場合は精神的な攻撃とか、過大な要求、過小な要求で、ある程度は何となくわかるのですけれども、セクハラの場合で、妊娠、出産というふうなここにあるのですけれども、例えば具体的にはどのようなことを想定していますでしょうか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。セクシュアル・ハラスメントについては、性的な言動を職場内で行うこと、それから行動に移すという

ようなことについては思っております。

それから、妊娠、出産等については、これも妊娠、出産したことや育児等について上司や同僚からの言動、要は取得を妨げるであるとか、本人が取得を拒まれるでありますとか、申し出に対して周りがいろんな意見を言うとか、そういったことについて、想定しているところです。

○村上委員 想定できるかできないかわからないのですが、例えば生徒が妊娠した場合は、それは過度な干渉をしてはいけないのでしょうか、どうなのでしょう、そこら辺は。何かそこら辺の情報を持っておられればお願いしたいのですが。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。それがどういった状況下によってもあれですし、どういう関係性でそういう事象に及んだのかっていうのが今はちょっとわかりませんし、その個々の状況を非常にプライバシーにかかわることになりますので、今この場で基本方針に基づいた部分でどうなのかというのはお答えにくいような気がいたします。

○村上委員 わかりました。

○佐藤教育長 ほかによろしいでしょうか。

この部分聞き漏らしていたのだけれども、これは国の法を受けて基本方針として定めたと。先ほどから皆さん御意見があるように、基本方針だから粗い内容になっていますよね。これを受けて何か、規則であるとか、その次の対応策、例えば基本方針の中には先ほどの懲戒の内容とか、手続関係のところは何も出てないけれども、そういった、これを受けての次の2次的な内容が深まったものに移っていくというようなことはあるのでしょうか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。先ほど市教委と県教委との関係性のことについてもお話しさせていただきました。懲戒処分等について、処分を行うのは県教育委員会ということで、県教育委員会が6月1日付で懲戒処分の指針を改訂しております。それに基づいて、県費負担教職員は対象になるということになっております。この基本方針だけが設置者が定めるということになっています。

当方側も職員に周知をしていかないといけないということで、本日、ここにはおつけしておりませんが、職場に掲示していただいたり、職員全員に配布していただいたりする啓発文書、チラシを作成いたしておりますので、これもあわせて、きょう、あすには学校に送付をして、周知啓発をしていただく予定としております。

○佐藤教育長 この基本方針は設置者がということなのだけれども、それに絡ん

で、先ほど来から質問があった部分の関係性についてもうちょっと、今日でなくて結構なので、これはこれとして、関連のあるものについて教育委員さんが理解をいただけるようなものをまた用意をしてくれますか。

○小柳学校経営企画課長 はい。

○佐藤教育長 お願いをしておきます。

ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第50号令和3年度尾道市立小学校及び中学校の学校選択制度の実施についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。議案第50号令和3年度尾道市立小学校及び中学校の学校選択制度の実施についての説明をいたします。

令和3年度尾道市立小学校及び中学校の学校選択制度を実施するため、尾道市立小学校及び中学校の学校選択制度実施要綱第5条第1項に規定する受け入れ可能人数について別表1のとおり定め、また実施日程については別表2のとおり定めたいので、教育委員会の承認を求めるものでございます。

令和3年度の当該制度の実施に当たりまして、昨年度、制度の見直しを行い、受け入れ可能人数をなるべく均等にすること、また学級増にならない範囲で実施するよう見直しを行っており、今年度も同様の基本方針で実施いたします。

具体的には、全校一律10名を基本といたしますが、学級増になる場合は5名を設定しております。ただし、入学予定者数が既に学級増の基準に極めて近く、5名の受け入れもできない学校が複数ございますので、その場合は学級増を前提に一律10名で設定しております。申請状況によっては学級増の可能性がります。

また、昨年から校舎の耐震化工事の見通しがついていません久保小学校、長江小学校、土堂小学校については、児童の安全面を考慮し、新規の募集を中止しております。

ただし、学校選択制度を利用して既に当該校に通学している兄、姉がおり学校選択を希望する児童については、兄弟関係を考慮して校区内の児童と同様に入学を認めます。

また、特別支援学級入級予定者について、これまでは制度の対象外とし、指定学校変更の手続等で個別に対応してまいりましたが、昨年度から制度の利用ができるよう見直しを行っております。特別支援学級の学校選択を希望される場合は、教育支援員会での意見を参考に、適切な就学相談を経てからの申請が望ましいということもあり、通常学級の申請とは別に申請期間を設けて実施いたします。

以上、令和3年度の学校選択制度の実施について御審議の上、承認いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見、御質問でございますでしょうか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第51号令和3年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。議案第51号令和3年度に尾道市立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について御説明いたします。

22ページをお開きください。

初めに、特別支援学級における教科用図書選定についてですが、学校教育法第34条第1項には、小学校においては文部科学大臣の検定を経た教科用図書または文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないと示されております。また、学校教育法附則第9条第1項には、高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができると

示されております。

さらに、学校教育法施行規則第139条には、前条の規定により特別の教育課程による特別支援学級においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書を使用することが適当でない場合には、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができると示されています。

このように、特別支援学級において使用する教科用図書の選定については、児童・生徒の障害の状況及び発達段階等の実態を把握した上で実情に合った教育課程を編成し、最も適切な教科用図書を選定することになっております。

具体的に申し上げますと、特別支援学級における教科用図書選定の仕方は、まず文部科学大臣の検定を経た教科書を選定し、その目標と内容が適切でない場合には、次に下学年の目標、内容の教科書を選定します。さらに、それが適当でない場合には、文部科学省が著作の名義を有する教科書、著作教科書及び学校教育法施行規則第9条第1項の規定による教科書、一般図書を選定することとなります。

各学校におきましては、令和3年度に尾道市立小・中学校で使用する教科用図書の採択基本方針に基づき、校長、教頭、教務主任、特別支援教育コーディネーター、該当児童・生徒の担当教員、事務職員などから成る教科書選定会議を設置し、先ほど申し上げた順番で特別支援学級における教科用図書選定を進めているところでございます。

資料の23ページをごらんください。

この表は、そのように進められた各学校の教科用図書選定について、各学校から提出された一般図書の一覧です。個人の障害の状況に応じて選定された教科書について、教育委員会としても事前に学校と連携し、適正であることを確認の上、一覧表にしております。

御審議の上、承認していただきますようお願いいたします。

なお、今回の一覧表は、小・中学校に今年度在籍する特別支援学級の児童・生徒のみを対象としたものですので、今後行われる教育支援員会により新たに特別支援学級への入級が決定した児童・生徒の使用する一般図書は含まれておりません。今後、特別支援学級への入級が決定した児童・生徒につきましては、11月に再度学校で教科用図書選定を行い、その結果、新たに教科用図書を採択する必要がある場合には、12月の教育委員会議の議案とさせていただきたいと考えております。

以上、御審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御意見、御質問でございますでしょうか。
よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、本案は全会一致で原案のとおり承認することに決しました。

私からお願いですけれども、今課長さんの説明のところで、学校教育法の第何条とかというのがたくさん出ましたので、来年以降、法の部分をここへ記述していただいて、皆さんがその流れを文字で確認できるような形に今後はしていただけますか。

○本安教育指導課長 わかりました。

○佐藤教育長 お願いします。

以上で日程第2、議案の審査を終わります。

次に、日程第3、報告に入ります。

報告第23号専決処分報告及びこれが承認を求めることについて（令和2年度教育委員会補正予算要求書について）の報告をお願いします。

○末國庶務課長 教育長、庶務課長。それでは、議案集26ページをお開きください。

報告第23号専決処分報告及びこれが承認を求めることについての御説明をさせていただきます。

専決処分した内容でございますけれども、令和2年度教育委員会補正予算要求書でございます。

これにつきましては、市長が9月市議会に補正予算として提案させていただきましたが、教育委員会といたしまして市長に対し補正予算を要求したという内容でございます。これについて専決処分を行いましたので、尾道市教育委員会教育長事務委任規則第3条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案集の29ページ、予算要求総括表をごらんください。

下の段、歳出でございますが、補正予算の要求額の合計は1億3,099万5,000円の減額としております。

今回の補正の主な内容につきましては、資料28ページ、令和2年9月補正予

算の概要をごらんください。

歳入の学校施設環境改善交付金と学校教育施設等整備事業債、歳出の栗原中学校大規模改修工事につきましては、関連しておりますので、あわせて御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、栗原中学校大規模改修工事と、それから栗原中学校の非構造部材の耐震改修工事の緩衝を調整するため、工事の年度割合の調整を行ったものでございます。

歳出の圓鋸勝三彫刻美術館空調機取替修繕につきましては、空調機の故障により緊急的に対応が必要となったため、修繕料として209万円を要求したものでございます。

その他、小学校プール運営委託料、旧三庄中学校解体撤去工事設計委託料、スクールバス等運行委託料、検診保健費等につきましては、全て新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず事業を休止し、見直しを検討した結果、減額要求をするものでございます。

以上、簡単でございますが、御報告とさせていただきます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御意見、御質問でございますでしょうか。

申しわけございませんけれども、皆さんの御承認をいただく前に専決処分をして、日程的なものがございまして、させていただきます。

御承認いただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ありがとうございました。

次に、報告第24号専決処分の報告についての報告をお願いします。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。報告第24号専決処分の報告について説明いたします。

38ページをお開きください。

これは、令和元年12月13日午後4時30分ごろ、尾道市美ノ郷町本郷1326番地、比本学志様宅で発生した事故にかかわり、早急に損害賠償の額を定めて相手方と和解する必要が生じたため、市長が専決処分を行ったので、その報告をするものです。

事故の発生状況について御説明申し上げます。

事故当日、美木中学校の野球部員が同校グラウンドでバッティング練習をしていた際、打球が相手方宅の屋根に当たり、当該屋根を損傷したものです。この事故は、これまで打球がフェンスを越えることがないよう注意喚起はしてい

たものの、バッティング練習をする場所を変える等の根本的な対策をとっていないことに起因するもので、相手方に過失は認められませんでした。このことから、市は、損害賠償として修理に係る費用31万2,950円全額を相手方に支払うものです。

賠償金については、市が加入しております全国市長会学校災害賠償補償保険から全額補填されます。

なお、市議会へは尾道市議会9月定例会で報告することとなっております。

美木中学校では、その事案発生後に、安全対策としまして部活動顧問の監督のもと、グラウンドでのバッティング練習の場所を、そのときは部室前から行っていましたが、より距離が確保できるよう、校舎前からバッティング練習をするということで、フェンスまでの距離を伸ばして実施しております。その後、フェンスを越えて、また御迷惑をかけるというようなことは発生しておりません。

以上、説明とさせていただきます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

補足します。

39ページに図面がありますね。要はほかの部活との調整の部分があって、バックネットのところからふだんは練習をするのだけど、そのときはほかのクラブがいて、部室前でという経過になったようです。以後、注意をして、そういうことはないというふうに聞いております。よろしくお願いします。

○村上委員 人に当たらなくてよかったと思うのですが、このとき指導者はいたのでしょうか。

○小柳学校経営企画課長 教育長、学校経営企画課長。はい、部活動の顧問はついておりましたが、これは1回だけの事象ではなくて、1回るときにこういう補償ということになったのですけども、それまでも何回か打球は越えていて、御迷惑をおかけして、その都度謝罪に行ったりしていたのですけども、決定的に被害を与えてしまったというのが今回ということになっております。美木中学校では顧問がもう極力部活動にはついて指導はしていたのですけども、先ほど教育長からありましたが、場所等の関係でどうしても距離の短いところでやってしまったということがございました。

以上でございます。

○佐藤教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようでしたら、次に報告第25号令和3年度に広島県尾道南高

等学校で使用する教科用図書の採択についての報告をお願いします。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。41ページをごらんください。

広島県尾道南高等学校長から、別紙のとおり、令和3年度使用教科書採択の申請が行われたことを受け、県立学校の教科書採択の手續に準じて事務局として承認することを報告いたします。

なお、広島県尾道南高等学校においては、令和3年度に広島県尾道南高等学校で使用する教科用図書の採択基本方針に基づき、校内に校長、教頭、教務主任等から成る教科書選定会議を設置し選定作業を行いました。選定に当たっては、夜間定時制の高等学校の特性を考慮し、簡潔な構成、平易な表記、学習意欲を喚起する表現等の視点を設定し、慎重な調査研究及び選定が行われたとの報告が広島県尾道南高等学校長からありましたことを申し添えます。

以上でございます。

○**佐藤教育長** 御意見、御質問ございますか。

高等学校と小・中学校の教科書採択の違いについて説明してくれましたか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。それでは、簡単に説明をさせていただきます。

尾道南高の採択のシステムですけれども、県立学校に準じて行っております。小・中学校においては、例えば尾道市内の学校が全て同じ教科書を使用することになっておりますけれども、県立高校の場合はそれぞれの学校で教科書選定会議を開催し、学校によって使用する教科書が異なっております。そのため、県立高校全ての学校の採択を議案にするということは実質不可能であるということで、尾道南高校においても県立高校に準じた採択ということで、高等学校で採択をし、報告という形をとっているものでございます。

○**佐藤教育長** 校長先生に教科書採択の権能があるのだということによろしいですね。小・中学校においては、教育委員会が採択権限を持っていると、高等学校においては、その学校の校長が採択の権限を持っている、だからここでは報告ということによろしいですか。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。教科書の採択権につきましては、学校管理機関である教育委員会の職務権限に含まれているということでございます。しかしながら、先ほどのような県立高校で校長を中心にした選定会議において承認したものを報告という形になっておりますとおり、形としては報告という、権限は教育委員会にあります、校長が承認し、報告というシステムをとっているものでございます。

○**奥田委員** 県立の場合、最終的には教育委員会が承認する。最終的には、選定

会議で校長がこういうふうな決定をしたいと思いますという書類を県に上げてまして、それでそれが学校にふさわしい審議をして、最終的に教育委員会がそれで認めると、県立の場合はこうなっています。

それと同じような形で、尾道南高校の場合も、校内でこういう教科書を選定したいという選定会議を行い、校長が決裁をし、それをこのたび尾道市の教育委員会に上げてきたと、最終的にはそれでよかろうという承認はこの教育委員会が行うという流れじゃないかと思うのですが、そういうことでよろしいでしょうか。

○本安教育指導課長 はい。

○村上委員 決定は校長先生で行うということですか。

○奥田委員 選定会議で決定をする、これでうちの学校はこれでいきたいと思います、その選定会議で決定はします。最終的にそれが絶対的なものではなくって、一応承認は教育委員会からされないといけないということではないかと思うのですが。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。事務局として承認するという事で、今言われたこととございます。

○村上委員 これは報告事項ですけれども、議案としなくてもいいのですか。

○佐藤教育長 暫時休憩します。

午後 3 時 45 分 休憩

午後 3 時 48 分 再開

○佐藤教育長 休憩を解きます。

説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。教科書の採択権者は教育委員会とございますけれども、校長が承認した選定理由書と教科書採択申請書を市教委の事務局に提出し、市教委の事務局で決裁をとり、それを教育委員会に報告という形になっているということとございます。

○村上委員 わかりました。

○佐藤教育長 村上委員さん、よろしいですか。

○村上委員 はい。

○佐藤教育長 それでは、ただいまの報告について特になければ、以上で日程第 3、報告を終わります。

これから非公開審査に入りますが、その前にその他として委員さんのから何

か御意見とか御質問があれば、議案以外の分であればお受けしたいと思います
が、いかがでしょうか。

○**豊田委員** 聞き漏らしたかもしれませんが、学校選択のことについて、
令和3年度は、20ページにある人数でもって入学を許可するわけですね。久
保、長江、土堂が令和3年度は仮校舎というかプレハブに行くようになってい
ますよね。それから、令和4、5、6、7と4年間そこにおいて、その間、学校
選択の人数は全くもうゼロにするわけでしょうか。

○**佐藤教育長** 説明をお願いします。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。受け入れ人数については、兄、姉
がいる場合は考慮するということになっておりますけども、それ以外について
は現在のところ、ゼロということ考えています。

○**豊田委員** この人数を見ますと、私も長江も土堂もおりましたが、現実には生
粋のその土地の子というのは少ないですね。これを見ますと、長江で言えば
18人ですね、令和3年度の入学人数が、そうすると多分もうこれがふえるとい
うことはないと思います。学級数がふえると大変かなと思うのですけれども、
例えば30人ぐらいまででしたら、1学級で、あと他から5人から10人とったと
しても、1学級になれば多少人数が多いほうが集団の教育の機能ということに
なると、それもまた可かなと思うのですけれども、少ないままでもずっといく
のでしょうか。見通しがどうなのか、教えてください。

○**杉原学校教育部長** 教育長、学校教育部長。まず、仮設校舎の観点でやはりあ
くまでも仮ということですので、その間についての募集は停止という形で考え
ております。

また、今後の間、3校の形については全く現在白紙でございますので、そう
いったことも考慮して、当面その仮設の間は募集をしないという形にさせてい
ただいております。

○**村上委員** 仮設でも保護者や児童がそこでもいいと言われれば断る理由はない
ような気がするのですけれども。

○**杉原学校教育部長** 教育長、学校教育部長。繰り返しになりますけれども、仮
設の間は募集しないという形をとらせていただきたいと思います。思っております。

○**佐藤教育長** よろしいですか。

ほかにないようでしたら、それではこれより非公開となりますので、関係者
以外の退席をお願いします。

暫時休憩をします。

午後 3 時54分 休憩

午後 3 時59分 再開

○佐藤教育長 それでは、再開をします。

前回に継続審議となりました議案第46号令和3年度に使用する中学校用教科用図書の採択についての説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。それでは、議案第46号令和3年度に使用する中学校教科用図書の採択についての提案理由について再度御説明いたします。

学習指導要領が改訂され、中学校においては令和3年度から全面実施となるため、尾道市教科用図書採択事務に関する規則第2条の規定により、令和3年度から尾道市立中学校で使用する教科用図書の採択を求めるものでございます。

継続して御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

本日の会は、8月17日の第9回臨時教育委員会議における選定委員会会長からの審議結果の報告と質疑の内容を受けて審議を行い、尾道で採択する教科用図書を決定していくものです。

それでは、確認の意味で、前回の会議の内容について国語から順にお願いしたいと思います。1教科ずつ説明をいただいて、審議をしていきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。まず、国語について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者4者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と光村図書の2者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は3つです。

1つ目は、読むことの教材の初めに目標を達成するための視点が話し言葉で書かれ、教材の終わりの手引きに目標、資質、能力を示すことで、どんな活動をして、何を学ぶのかが明確に示されていることです。

2つ目は、各学年の本編に情報活用に係る単元を設定し、1作品を掲載しており、単元内に話す、聞く、話し合う活動の教材を掲載していることで、情報の活用についての学習が充実しています。

3つ目は、学習の流れが最初に、単元例が巻末に提示されており、学習の流

れに沿って具体的な例やポイントを示すことで主体的な学習を助けるものになっているところでは。

光村図書の特徴は3つです。

1つ目は、古典教材において、「枕草子」では書く活動、「徒然草」では話し合い活動が設定されており、主体的な学習の手引きがしっかりつくられていることです。

2つ目は、「生かす」のところで既習内容との関連を示しており、「つなぐ」のところで日常生活、学校生活、将来の3つの場面での活用例が示してあることです。また、これはデジタルコンテンツとうまく関連づけられています。

3つ目は、單元ごとにQRコードがあり、本文や内容に関連する資料やスピーチの実例などの映像を見ることができることです。

これを受けて、教育委員会として4者のうち2者に絞って審議を行うことについて諮った後、審議に移りました。

質疑では、大きく2つのことが話題になりました。

1つ目は、第2の観点についてです。

東書は見通しを持って学習を進める工夫があり、どんな学習を進めていくのかというポイントが示されています。光村は見通しを示していることもあるが、それに加えて、学んだことを生活の中で活用できるような工夫があることが評価できるという違いがあるということでした。

主体的な学びについては、「どちらの者が主体的に読んでみようという意欲が持てるか。」という御質問から、「同一の文学教材の手引きを比較した場合、表現に着目させる東書に対して、語り手に着目させる光村は表現活動を大きく捉えており、より深い学びが実現でき、読解力の育成に向けて評価できる。」と回答がありました。注目させるべき表現を生徒が見つけていくことが大事であるため、その意味で、説明的文章においても学習したことを活用したり評価したりする活動が充実している光村は評価できるということでした。

2つ目は、デジタルコンテンツについてです。

東書は内容がよく、光村は量が多いという御指摘から、光村は教材ごとにQRコードが設置されているので、生徒にとって使いやすく、家庭学習を自分で進めるのに向いているという会長からの回答がありました。今後、通信環境が整っていく中で、家庭で自主学習ができることは重要であるということでした。

以上で国語についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

では、国語の審議に移りたいと思います。

委員の皆さんから御意見をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○豊田委員 特に尾道の子供たちに読解力をしっかり身につけさせようという視点で、これはもう尾道だけではないかと思いますが、OECDの結果を見ますと、やはり日本の子供たちの読解力が少し低下しているのではないかというふうなことも上げられておりますけれども、そういう点から考えて、教材全体を通して、構成や書き手の意図とか、登場人物の関係等を総合的に捉えて、内容を理解していくことが大事ではないかと思います。

そういう視点に立ったときに、光村の教科書を見ておきますと、非常に深い読みとか、深い学びにつながる、読解力もしっかりつけるという視点からは評価できると思います。

また、尾道も若い先生が増えておりますので、この手引で指導すると、どの先生が授業をしても授業の質が全体的に保障されるということにもなるので、光村のほうがいいかなというふうな考えを持ちました。

○佐藤教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○奥田委員 国語の教科書として2者はかなり説明も充実していますし、考え方、分析の仕方というのを育てるという点でもすぐれていると思いますが、先ほども指摘もありましたように、光村の教科書はより発展的に、より多くの作品に触れるような工夫がされているように思います。読解力をつけるという中では、詳しくしっかり分析的に読むということとあわせて、興味、関心のあるような内容についてはたくさん読むということも読解力をつける上では非常に大切な要素だと思いますので、そういう発展的なところを意識して編集しておられる光村がいいのではないかなというふうに思いました。

○村上委員 デジタルコンテンツに関しては光村のほう若干数も多いし、新しい生活スタイルの中で、家庭で学習するという要素が非常に大事になってくるのではないかと思いますので、デジタルコンテンツが光村のほうが多いので、光村が若干いいのではないかと考えております。

○佐藤教育長 意見も出尽くしたかなという感じがいたします。

それでは、皆さん同じ状況だったと思いますが、採択に移ってよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 国語については光村図書に決定することについて御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認めます。

それでは、光村図書に決定をいたします。

次に、書写に移りたいと思います。

説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、国語書写について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者4者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と光村図書の2者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は2つです。

1つ目は、生活を広げようで実生活に活用できる活動が設定されていることです。

2つ目は、書写の歴史について3つの資料で示されており、伝統的な言語文化について17個の教材が示されていることです。

光村図書の特徴は2つです。

1つ目は、別冊書写ブックが有効に活用できるものになっていることです。

2つ目は、日常に役立つ書式等、学習や日常生活との関連づけがなされた単元、題材が充実していることです。

これを受けて、教育委員会として4者のうち2者に絞って審議を行うことについて諮った後、審議に移りました。

質疑では大きく2つのことが話題になりました。

1つ目は、2者の特徴的な観点についてです。

書写の特性を考えると、日常生活に生かせる言語活動がより重要であるということでした。東書は第2の観点、主体的な学びに丸、光村は第5の観点、言語活動の充実に丸があります。主体的な学びも大事であるが、光村は入学願書の書き方など、これまでにはない実用的な課題を取り上げているところがより特徴的であるという評価でした。

2つ目は、光村の書写ブックの有効性についてです。

調査員からは、使い勝手がよいという報告があったということを確認いたしております。

以上で国語書写についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

書写の審議に移ります。

御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木曾委員 今説明の中にもあったように書写ブックという別冊があることが、先生方も使いやすいという御報告も先日受けたので、やはり現場の先生方が使いやすいものが何より教材としてはいいのかなと思います。

それと、実生活に密接に結びついた主体的な学びができ、物の書き方とかがわからない子供が最近ふえているように思うので、実例として書き方を学べるというのは本当に重要なことかなと思いますので、光村がやっぱりいいのかなと思います。

○村上委員 光村のほうが、広島県の公立高校の入学願書の記載モデルですかね、あれが載っているのと、尾道の校長先生が著者であるということで子供が興味を持つのではないかなと思います。ですから、私としては光村がいいかなと思っております。

○佐藤教育長 ほかに違う意見とかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 よろしいですか。

私も光村がいいかなと思います。

それでは、意見も出尽くしたように思います。

採択に移りたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 書写については光村図書に決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、書写については光村図書に決定いたしました。

次に、社会の地理について報告をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、社会地理について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者4者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と帝国書院の2者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は3つです。

1つ目は、身近な課題もグローバルな視点を持たせて取り組むことができ、主体的な学びを喚起することができるということです。

2つ目は、QRコードで多彩な内容が閲覧でき、学習意欲を高めるものにな

っていることです。

3つ目は、単元のまとめに探究のステップを記載し、単元を貫く探究課題と1時間ごとの学習をつなげ、円滑に課題を解決することができるものになっていることです。

帝国書院の特徴は3つです。

1つ目は、日本の領域の特色として、国際法に基づく領土としての歴史的な経過を地図や本文、コラムで示し、島と2国間の距離を明確に示すことで位置関係が正確に理解できるものになっていることです。

2つ目は、QRコードを活用して、独自のアニメーションを使った資料の使用ができ、特に技能に関する手順などが詳しく説明されていることです。学習した知識をもとに、地理的な見方、考え方を働かせながら、主体的、対話的に問いを振り返ることで深い学びにつなげることができることです。

これを受けて、教育委員会として4者のうち2者に絞って審議を行うことについて諮った後、質疑に移りました。

質疑では、大きく3つのことが話題になりました。

1つ目は、領土問題の扱い方についてです。

帝国は地図、本文、コラム等媒体を変えて示しています。図表は2国間の距離、島との距離など、イメージとしてつかむ工夫があります。東書はコラムとしての扱いになっています。

2つ目は、コラムの内容についてです。

帝国は「未来に向けて」というコラムにおいて、子供たちが興味を持ち、考えさせるような工夫があるという御意見がありました。会長から、帝国のコラムは確かに興味、関心を持たせるものであり、これからの世界を考える視点においては評価できるという回答がありました。

3つ目は、学習の進め方についてです。

東書も帝国も基礎的な学びについては丁寧に取り上げられていますが、帝国では課題設定から説明、実践、振り返りまで、学び方が詳しく書かれており、対話的で深い学びになっているという御意見がありました。会長からも、帝国の学習の進め方についてはそのように評価しているとの回答がありました。

以上で社会地理についての報告を終わります。

○佐藤教育長 では、社会地理の審議に入りたいと思います。

御意見をお願いいたします。

○豊田委員 最後に会長さんがお話しになりましたが、東書も帝国も基礎的な学びをどちらも丁寧に取り上げている点は素晴らしいと思いました。あわせ

て、学び方の中で、帝国書院の場合は、課題設定、説明、やってみよう、振り返り等を学びの流れとといいますか、そういうものが丁寧に示してあり、非常に対話的で深い学びになっているように思います。表現力を高めるという学習にもつながっており、どちらかというと帝国のほうが評価できるかなというふうに考えております。

○佐藤教育長 ほかにございますか。

○奥田委員 私も帝国のほうがより生徒にとって使いやすく、内容も充実しているのではないかなと思いました。特に單元ごとのまとめのところで思考力・判断力・表現力をしっかりまとめることができる、自分たちの考えをそれぞれが発表しながらまとめることができるということが非常に本文の充実とあわせて発展的な学習に通じているということが評価できると思います。

また、それぞれのポイントの記事の中で、教科書の「未来に向けて」というところで、現代のこれから課題に向かってどういうことを考えないといけないかという今日的な課題というものが非常に明確になっておりまして、これから生きていく子供たちにとっていい指摘がたくさんあるように思いました。

以上です。

○佐藤教育長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですので、採択に移りたいと思います。

地理については帝国に決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしということで、地理については帝国書院に決定いたしました。

次に、社会歴史に移りたいと思います。

説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、社会歴史について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者7者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と帝国書院、また日本文教出版の3者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は、国宝、重要文化財、世界遺産、世界の記憶、無形文化遺産の資料にマークをつけ、文化遺産をわかりやすく示しています。大項目の導入において、絵図や写真を示し、人物や事象のイラストを用いた年表を掲載することで主体的に学習に取り組めるよう工夫しています。

また、「探究の課題」、「探究のステップ」により、生徒の問いを喚起し、主体的な学びが行われるように工夫されています。本文以外の記述に工夫があり、学びを深めたり、広げたりする効果を持たせています。話し合い活動を「みんなでチャレンジ」というタイトルで設定し、毎時間、説明する活動、トライが示されており、主体的な学びを促しています。

帝国書院の特徴は、国際関係や文化交流に関する深い学びのための特設コラムが設定されています。大項目の導入において絵図を読み取り問題形式で示し、写真や絵図の人物を用いた年表を掲載することで主体的に学習に取り組めるようにしています。

また、学習内容について、前の時代と比較して時代の特色を考察させることで興味、関心を高める構成があります。話し合い活動や説明する活動を章末に設定し、生徒の思考を促す工夫があります。

日本文教出版の特徴は、大項目の導入において、見開き2ページにより絵図で歴史的事象を示すことで主体的に学習に取り組めるよう工夫しています。

また、キャラクターの問いやめあてにより興味、関心を高める構成となっています。資料活用の視点が示され、知識、技能の活用が考えられています。各章の導入やチャレンジ歴史において話し合い活動を設定し、毎時間説明する活動を設けています。

これを受けて、教育委員会として7者のうち3者に絞って審議を行うことについて諮った後、質疑に移りました。

質疑では、大きく4つのことが話題になりました。

1つ目は、歴史的な見方・考え方における違いについてです。

会長からは、東書は探究活動によって主体的な活動を進めており、帝国と日文はいずれも導入の工夫によって興味、関心を高めるといった点が違いであるという回答でした。

2つ目は、尾道の子供たちが学ぶ上で大切なことは何かについてです。

視覚的な資料で興味、関心を持たせ、主体的に考えさせることが大切である。視覚的な資料が充実しており、探究活動が段階的に仕組まれているという視点では東書であるという回答でした。

3つ目は、国際的な視点についてです。

帝国は国際社会の中で歴史を見せる工夫がある点で評価できるという意見がありました。会長からも、歴史をグローバルな視点から捉えていくことは重要であるという回答がありました。

4つ目は、QRコードについてです。

東書は生徒に興味を持たせるものになっており、資料の見せ方に工夫があり、評価できると回答がありました。

以上で社会歴史についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

では、社会歴史の審議に移ります。

御意見をお願いいたします。

○村上委員 デジタルコンテンツですけども、東書の視覚的な資料が非常に充実しておりますので、よくできていると思います。

以上です。

○佐藤教育長 ほかにはいかがでしょうか。

○豊田委員 新学習指導要領におきましては、歴史だけではなくて、全ての教科にわたって見方・考え方を育てるという、学ばせるということが大きな課題になっておりますけれども、そういう点で、どちらかという東書が探究活動を中心にして自分たちで考え、そして見方や考え方を育てていくという面で非常に適切ではないかなというふうに思いました。

以上です。

○佐藤教育長 その他、東書以外のところの御意見ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 では、ないようですので、歴史の採択に移りたいと思います。

歴史については東京書籍に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認めます。東京書籍に決定をいたしました。

次に、社会公民に移ります。

説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、社会公民について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者6者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と帝国書院と日本文教出版の3者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は、「対立と合意」、「効率と公正」の扱いについて、身近な学校での問題や地域の問題を取り上げることで興味・関心を持たせ、対立から合意に至る話し合いの手順を小集団の協働的な活動を通して対話的な学習を実践しているということ、大単元の導入において、興味、関心を高める問いや

資料を絵図や表、グラフを活用して示したりして、探究課題を立てる活動で見通しを持たせるなど、探究的な学習ができる工夫があるということ、「スキルアップ」、「公民にアクセス」、「みんなでチャレンジ」を設定し、個人、グループの活動が提示されており、課題の把握、解決を通して考えを深めるのに効果的であるということ、「章末に探究のステップ」の解決と、基礎・基本のまとめを設け、学んだことを活用する活動が設定されているということです。

帝国書院の特徴は、大単元の導入において、興味・関心を高める資料や説明文を掲載したりして、各章の導入部分で学習課題を示し、見通しを持たせる工夫があること、公民プラス、技能を磨くを設定し、ディベートやロールプレイングなど、課題の把握、解決に向けて効果的な活動が設定されていること、章末に「章の学習を振り返ろう」を設け、重要語句を説明する問いと、見方・考え方を働かせて解く問題を設けていることです。

日本文教出版の特徴は、「対立と合意」、「効率と公正」の扱いについて、身近な学校での問題や地域の問題を取り上げるとともに、アクティビティーで合意の方法をイラストで示し、2つの例のふさわしい合意を考えさせ、理由を説明させる工夫があること、「アクティビティ」、「明日に向かって」、「チャレンジ公民」を設定し、チャートやグラフの作成、話し合いの活動を記載している等、現代社会の課題に関心が持てるよう工夫されていること、章末に学習内容と語句の整理、見方・考え方に関する資料、シンキングツールを使う問いを設けており、思考を深めるのに有効であるということです。

これを受けて、教育委員会として6者のうち3者に絞って審議を行うことについて諮ったところ、現代的な諸課題の扱いについて特徴的な育鵬社も審議対象にしてはどうかとの御意見がありましたので、育鵬社も含めた4者で審議を進めるということを確認し、質疑に移りました。

質疑では、大きく3つのことが話題になりました。

1つ目は、現代的な諸課題の扱い、特に拉致問題についてです。

東書、帝国、日文、育鵬社の4者で比較すると、育鵬社が2ページにわたって取り扱っているのに対し、他の3者は1ページで小さく取り扱っており、育鵬社が充実しているのではないかという意見が出ました。会長からは、拉致問題など個別の項目の扱いというところでの審議については選定委員会で取り上げて扱っていないという御回答でした。

2つ目は、4者の特徴についてです。

会長からは、東書は単元を貫く課題設定や言語活動の工夫、まとめの充実があるということ、帝国は導入の工夫や思考を深める工夫があること、日文はま

とめの工夫と話し合いで思考を深める工夫があること、育鵬社は「対立と合意」、「効率と公正」の扱いについて、どの者も扱っているが、身近な問題を考え、合意形成のプロセスについて例としてイラストで示していること、シミュレーションや話し合いの活動を設定していることという特徴について回答がありました。

3つ目は、SDGsや主権者教育の扱いについてです。

会長から、SDGsについては、東書は見開き1ページ、帝国はコーナーで、日文は最初の見開きでなど、扱い方の差はあるが、各者扱っているということでした。SDGsについては、広島県でも尾道市でも力を入れており、大切であるという回答でした。

主権者教育については、東書はまず興味を持たせることを重視し、帝国は内容理解に重点を置き、日文は問いにより学習課題を明確にしているということでした。育鵬社については、3者にはない契約について、クーリングオフを扱っているという意見が出ました。会長からは、各者主権者教育やSDGsについては重点的に評価しているが、契約の取り扱いがどうかという評価は選定委員会ではしていないとの回答がありました。

以上で社会公民についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

では、社会公民の審議に移ります。御意見をお願いいたします。

○村上委員 拉致問題ですけども、この問題は今の中学生が生まれる前に起こった問題で、5人の被害者が帰ってきたのも今の中学生が生まれる前です。中学生にとってはもう過去の話というか、もう歴史の問題というふうに捉えている子もいるのではないかと思います。歴史問題にしてはいけないなあ、と、現在進行形の重大な人権侵害というふうに私は考えております。育鵬社の場合は2ページにわたってありまして、横田めぐみさんのことも書いておりますので、同じ中学生が拉致をされた、誘拐をされたということで、尾道の中学生にも同じ中学生が連れていかれたということ、人ごとではなくて自分のこととして深く考え、主体的にこの問題について考えてほしい、ひいては大きな人権問題として捉えてくれるのではないだろうかと思っております。

以上です。

○佐藤教育長 ほかに御意見はありますか。

○木曾委員 今のお話の拉致問題というのはとっても大事な課題というか、問題ではあるんですけど、公民という教科を学ぶ上で何が一番大事なのか、公民って何を学ぶべきものなのかというのがちょっとわかりにくいなあ。今の拉致問

題だけで言うと、取り上げられている量というのは育鵬社がかなり多い、授業の題材としてももしかして使えるのかもしれないのですが、小さいからといってこれを授業で取り上げないことはないと思います。学校の先生方はこの分量とか内容で変わっていくものなのですかね。現代社会の問題として話し合う時間を多くとるとか、そういうこともされるのですかね。それによって取り上げる量を観点にするかが大きく違ってくると思います。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。この拉致の問題におきましては、学習指導要領にも記載をされていることですので、量の違いはございますけども、必ず授業の中では取り上げると考えております。

○**佐藤教育長** ほかにございませんか。

今の事務局の答弁は、質問に対する十分な答えになっておりましたか。

○**木曾委員** 公民でいうところの、拉致とか、授業で取り上げはしても、どの程度なのか。ちょっとでも触れていけば、指導要領に沿って授業が進んだというふうになってはいけないなと思います。

○**豊田委員** 人権問題を取り上げて考えていくということでは、東書の中にも公害の問題で水俣病を取り上げてありましたし、それからリンカーンの民主主義の問題も取り上げてありましたし、アイヌ民族の問題についても取り上げてありましたし、マララさんの例の国連での演説も取り上げてありました。だから、拉致も含めて、もちろん拉致は日本にとってはそれこそ大きな問題であるので、そういったもろもろの人権にかかわる問題については、この東書にもそれぞれに取り上げてありますよね。ですから、教科書にあればそれを恐らく先生方はきちんと取り上げて授業を進められると思いますが、その軽重についてはその先生の意識といいますか、それも大いに関係すると思いますけれども、先ほど申し上げましたようにいろんな人権にかかわる問題で、子供たちがぜひ討議をしながら考えていくための議題はたくさん取り上げてありました。だから、そこらを相対的といいますか、総合的に考えて、拉致も含めて、子供たちに本当に何が正しいのか、何を考えないといけないのかということの本気で学ばせていくことが今必要ではないかなと思います。

以上です。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。今言われましたように、中学校学習指導要領の公民的分野の目標には、「現代社会の見方・考え方を働かせ、課題を追求したり、解決したりする活動を通して広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質、能力の基礎を育成することを目指す」とあります。

したがいまして、それらの問題を通して課題を追求したり、解決したりする活動がより大切になってくると考えております。

○佐藤教育長 木曾委員さん、さきほどお聞きになられた部分について、今の回答でよろしいですか。

○木曾委員 大体わかりました。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ほかにございますか。

○奥田委員 公民の科目が目指すものに対してそれぞれの教科書がどう応えているかということだろうと思うのですが、教科書を見ますと、特に国際社会の中で、グローバルな状況の中でどういうふうな位置に自分たちが置かれているか、そしてそれぞれ問題点があると思うのですが、その問題点の中でどういうふうに分たちはそれを解決していったらいいのかということを考えさせるのが公民の狙いということの説明がありました。本当に現代、いろんな多様な課題がある中で、それらを自分のこととして、よりよい社会をつくるためにどういうふうを考えていくかという、そういう道筋をしっかりと子供たちにつけさせなければいけないのではないのかなと思います。

そういう点では、この東京書籍などは各個人で考え、あるいはグループでそれぞれのこの課題について一緒に考えてみようとか、そういう個別の事象の問題を個別の事案を踏まえながら、例えばこういうテーマについてはみんなでどう考えたらいいかという、未来志向的なそういう思考ができるというところがすぐれているのではないかなと思いました。

以上です。

○佐藤教育長 意見が分かれておりますから、私も意見を言わせていただくと、やはり東書のほうは単元を貫く課題設定とか、言語活動の工夫、またまとめの充実、そういったことで、今子供たちが求められている主体的で対話的な深い学びということの学習につながっていく上では東書の教科書がいいのかなと私は思いました。

いかがいたしましょうか。今考え方は分かれております。東書がいいと言われる委員さん、また育鵬社がいいと言われる委員さんとおられます。これは多数決をとるという形をとらせていただきましょうか。皆さんよろしいですか、その2者でということ。ほかにそれ以外にというような御意見の方は。

○村上委員 1者聞いて、過半数だとそれで良いかと思えます。

○佐藤教育長 そうですね。

それでは、公民について、東京書籍がいいと思われる方は挙手をお願いいた

します。

[賛成者挙手]

○佐藤教育長 多数決で公民については東京書籍に決定いたしました。

次に、社会地図に移りたいと思います。

説明をお願いいたします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、社会地図について報告をいたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者、東京書籍と帝国書院の2者について審議した結果、特に特徴的であると評価した部分について説明をいただきました。

東京書籍の特徴は2つです。

1つ目は、Dマークを記載し、白地図や関連情報を閲覧できるウェブページへのリンクを設けており、家庭学習にも活用することができ、資料集として充実していることです。

2つ目は、キャラクターの吹き出しで地図の活用方法や課題を探究するための問いを記載しており、問いに対応した主題図を示すことで収集した情報を用いた表現の例を知ることができることです。

帝国書院の特徴は2つです。

1つ目は、各ページ、タイトルの横にQRコードを記載し、動画や世界、州別衛星画像、日本の基礎主題図などが閲覧でき、主体的に学習し、資料活用能力を高めることができ、地図帳として活用しやすいことです。

2つ目は、地図活用や学習課題を記載しており、社会的な見方、考え方を働かせた学習活動の例を示すことで、主体的、対話的で深い学びに近づくことができることです。

これを受けて質疑に移りました。質疑では、2者の大きな違いについて話題となりました。東書の資料の豊富さと、帝国の地図の使いやすさや充実とを比較したとき、選定委員からは、資料については資料集も使うので、そちらで補えるという意見があったことを確認いたしました。

以上で社会地図について報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

地図の審議に入りたいと思います。

御意見をお願いいたします。

○村上委員 小学校も帝国ですね。使いなれたほうが子供たちにとっては見やすいのではないかと思うのですが、中身についてはそんなにどちらも遜色な

いのではないかなとは思っております。

○**奥田委員** そういう地図の小学校からの継続というところもあるでしょうし、評価のところにはありましたが、帝国は地図の見せ方や作りがすぐれていると思います。教科書を読んでも、非常にポイントとか地理との関連でどういふところを地図として見ていかなければいけないのかというようなどころの解説も非常にすぐれているように思いました。

○**佐藤教育長** ほかに違う御意見ございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** ないようですので、地図の採択に移りたいと思います。

地図は帝国書院に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** 御異議なしと認めます。地図については帝国書院に決定いたしました。

次に、数学に移ります。

説明をお願いします。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。次に、数学について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者7者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と学校図書と啓林館の3者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は3つです。

1つ目は、つまずきやすいところや誤答例を挙げ、個に応じた基礎的、基本的な知識、技能が定着できるような工夫があることです。

2つ目は、丁寧な解説を施すことで理解の難しい生徒に配慮していることです。

3つ目は、問題場面が具体的にイメージできるように示されていることです。

学校図書の特徴は2つです。

1つ目は、導入で既習事項とのかかわりを示し、学習の手がかりになる問いかけをし、終末でさらに練習するための問題を示していることです。理解が不十分な場合は本文に戻ることができるよう、関連する内容、ページ、例や問題番号を明記しています。

2つ目は、SDGsに関連し、数学を活かして自分たちに何ができるかとい

うことを考察する課題を取り扱っていることです。キャリア教育の一環として、数学を実際の仕事に役立てている人のコラムが掲載されています。

啓林館の特徴は3つです。

1つ目は、例や例題にタイトルをつけ、学習内容がはっきりわかるようにしているところや、解答がノート形式で丁寧に記述してあり、解決の糸口を示していること、誤答例を提示し、誤りを指摘したり、正しくしたりする活動を促していることです。

2つ目は、発展的内容が豊富に用意されていることや、「自分から学ぼう編」が家庭学習の充実に有効なものになっていることです。

3つ目は、自分の考えを伝えたり深めたりできる課題が設定してあり、数学的表現を用いて考えを説明する学習が工夫されていることです。

これを受けて、教育委員会として7者のうち3者に絞って審議を行うことについて諮った後、質疑に移りました。

質疑では、大きく3つのことが話題になりました。

1つ目は、書く力、数学的な表現力をつけさせる工夫についてです。

数学的表現を用いて考えを説明する学習が工夫されているのは啓林館です。ノートのとり方を丁寧に扱っているのも啓林館という回答でした。

2つ目は、主体的な学びについてです。

「主体的に学べる工夫がされているのはどの者か」という質問に対して、東書は学習の仕方が把握しやすいという特徴があり、啓林館は言語化することで主体的な学びを成立させることができるという工夫がありました。第2の観点に丸がついているのは学図ですが、3者いずれも工夫があるということでした。

3つ目は、デジタルコンテンツについてです。

数が充実しているのは啓林館ですが、内容では東書のほうがすぐれているという回答でした。

以上で数学について報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、数学の質疑に入りますが、御意見をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○村上委員 東書のデジタルコンテンツは非常によくできておまして、家庭で親と一緒に勉強できるほどのレベルだと思っております。ですから、今度休校とかそういうことがあれば、家でも十分活用できるのではないかと思います。

○佐藤教育長 ほかにございますか。

○木曾委員 数学が苦手な子というのも多いとは思いますが、尾道の子供たちの学力がどの程度かがわからないのですが、苦手な子供たちが嫌いではなく、やりたいとか、やれるという、個々に応じた基礎とか基本の定着が図れるのは東書なのかな、そういう工夫がされているのは東書の教科書なのかなと思うのですが、子供たちの学力定着ってどうなっているのですか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。今年度6月に実施をいたしました尾道市中学校学力定着実態調査の結果でございますが、中学校1年生の数学が全国平均プラス0.3ポイントでほぼ全国平均、中学校2年生の数学はマイナス1.3ポイントで全国平均を若干下回る結果が出ています。これらのことから、尾道市の中学校の生徒には基礎的な知識や技能をしっかりと身につけさせることが必要であると考えています。

○佐藤教育長 ほかの御意見はありますか。

○豊田委員 啓林と東書を比べてみたのですけれども、現在、中学校は東書を使っておられるのですか。現場の先生方からは東書が使いやすいということと。

それから、私が思いますのに、先ほど木曾委員さんがおっしゃいましたが、東書は基礎基本という部分でステップが少し小さくなっているのかなと、啓林は割と大きく区切っているのですよね、これは昔からの啓林の会社の方針かなと思うのですけれども、数学的な考え方を身につけさせるという点では甲乙つけがたいなと私は思いました。

それから、これからの子供たちには数学の時間に問題を解くだけでなく、解いたことを自分の言葉でノートに論理的に書いていく、それから書いたものをもとにして友達に説明をする、自分の考えを、論理を説明していくということが必要だと思いますが、その面では、これは啓林がよくできているのかなというふうにも思いました。

最終的には、現場の先生方が子供たちの基礎・基本であったり、ステップを小さくして、しっかりと考えさせたいというふうな声が上がっていたとすれば、私は東書でも構わないと思っております。

以上です。

○奥田委員 東書のほうが説明もわかりやすいという感じがいたします。自分で学習する、予習・復習する場合でもしやすい、基礎・基本的なものを重視していると思います。数学嫌いをつくらないという観点からもそういう要素というのは大切ではないかなと思います。

先ほども出ましたが、QRコードは東京書籍が非常にすぐれています。グラフとか図形などはなかなかイメージができないのを、本当にまさにQRコード

のよさが活用されているのが東書ではないのかなあというふうに思いました。

以上です。

○佐藤教育長 私も教科書のできからすると、啓林は魅力的だと思います。発展的な内容も豊富に用意をされていますので、魅力的だと思いますが、先ほども課長が紹介してくれたように、やはり今尾道の子供たちの学力のここではやはり基礎・基本のところが大事で、本当に全ての領域においてデジタル教材があつて、子供たちにわかりやすいように図などの展開、回転体なんかの説明も非常にわかりやすいというところが魅力だと思いましたので、そういった工夫が見られる東書を、若干ですが、押したいなと思います。

ある程度、皆さん、よろしいですかね。出尽くしたかと思いますが。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、採決に移りたいと思います。

数学については東書に決定することよろしいですか。皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、数学については東書に決定をいたしました。

次に、理科に移ります。

説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、理科について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者5者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と啓林館の2者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は3つです。

1つ目は、先進的な科学を紹介することで、生徒の興味、関心を高め、探究の過程の段階を視覚的に示すことで生徒に見通しを持たせる工夫があるところ です。

2つ目は、各節ごとに課題を設定し、ページ下部のタブに色をつけ、その学習が探究の過程のどの段階かを示しており、問題意識や見通しを持たせる工夫があるところです。

3つ目は、巻頭に目次と関連させてQRコードやURLを示して、インターネットを活用する場面を提示していることや、安全のための注意や学習の過程を示すマークが一覧で示されているところです。

啓林館の特徴は3つです。

1つ目は、幅広い視点で日常生活に関連する科学コラムを掲載しており、身近な現象や仕事を科学的に捉えることから主体的な学びにつながっていることです。

2つ目は、各単元に「探Q実験」を設定し、仮説、検証という探究の過程に沿った学習活動が意識的に行えるようになっており、科学的思考を学ぶことができるということです。

3つ目は、巻頭の「この教科書の使い方」、「もくじ」に教科書の構成や安全のための注意、学習の過程を示すマーク、QRコードやURLが一覧で示されているということです。

これを受けて、教育委員会として5者のうち2者に絞って審議を行うことについて諮った後、質疑に移りました。

質疑では、大きく2つのことが話題になりました。

1つ目は、理科における実験のあり方についてです。

「わかりやすく充実しているのは」という御質問から、「東書はページの下タブに色をつけて学習の流れをつかむ工夫があるが、啓林館は課題設定、仮説、計画、検証、考察が示されている」という会長からの回答がありました。探究の過程が示されており、その流れに沿って学習活動が行われることは高く評価できるということでした。

2つ目は、カリキュラム・マネジメントについてです。

「啓林館では他教科とどう関連するのかが扱われている」との御意見に、「他教科との関連については注目すべき点である」という会長からの御回答がありました。

以上で理科についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

理科の審議に移りますが、御意見をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

○奥田委員 先ほど説明もありましたが、啓林館の教科書はかなり実験の説明が充実しており、何のための実験かと、それが一つの実験を通して科学的な物の見方、考え方の理解を促すと、こういう流れになっていると思います。ともすると理科というのが身近でなく感じる生徒も結構いるのではないかと思います。こういう形で身近な実験を通して科学的な事象について深く考えることができるという点では啓林館がすぐれているのではないかなと思いました。

○佐藤教育長 ほかはどうでしょうか。

○豊田委員 啓林館の教科書を見ておりますと、疑問に始まり、課題を設定し、

仮説を立て、計画を立て、実験、観察、結果、考察、表現というふうの問題解決学習の過程がすっきりとした形で示されているのが非常にわかりやすいと思いました。

それから、理科の授業における話し合い活動の仕方が具体的に示されていました。とりわけ、ICTの活用であったりとか、実験した結果をもとにして考察していく過程であったりとか、そういったところがきちんと筋道が示されていて、それに沿って子供たちが考えていく中で科学的な思考力も深まっていくのではないかなと思いました。

したがいまして、啓林館がいいのかなと思っております。

以上です。

○佐藤教育長 ほかに違う者を押される御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 特にないですね。

それでは、採決に移りたいと思います。

理科については啓林館に決定することで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、啓林館に決定をいたしました。

時間が少し押していますが、5分ぐらい、トイレ休憩も含めて、入れさせていただきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 休憩します。

午後5時5分 休憩

午後5時10分 再開

○佐藤教育長 それでは、休憩に引き続いて会議を再開します。

次に、音楽一般について報告をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、音楽一般について報告いたします。

信木会長から、教育出版と教育芸術社の2者について詳しい説明をいただきました。

教育出版の特徴は2つです。

1つ目は、関連のある楽曲を続けて掲載しているところや、歌唱曲のページ等に楽譜や歌詞のほかに学習のポイント、作者の写真や紹介文、学習者へのメ

ッセージや曲に関する写真等を掲載しているところです。

2つ目は、目次ページにQRコードが掲載されており、関連するページにはマークを記載することで資料活用の工夫をICT環境への対応とともに示しているところです。

教育芸術社の特徴は2つです。

1つ目は、7つの歌唱曲を共通のタイトル、心の歌として取り上げているところや、それらのページには楽譜や歌詞のほかに、学習の目標、作者の写真と紹介文を記載するとともに、作詞者の言葉、作曲者の言葉や曲に関する写真等を掲載しているところです。

2つ目は、主要教材の見開き右ページ下にQRコードを掲載し、ICT環境への対応をするとともに、資料の活用の工夫があるところです。

これを受けて、質疑に移りました。

質疑では大きく2つのことが話題になりました。

1つ目は、専門性か興味・関心のどちらを重視するかについてです。

教出は専門性を高めることが特徴で、教芸は興味・関心を高める資料が豊富であるという違いがあります。「専門性が高い内容は、音楽が苦手な生徒にとっては難しい」という会長からの回答がありました。音楽が苦手な生徒でも教科書を開いてみようか、やってみようかと思える内容であることは評価できるということでした。

2つ目は、デジタルコンテンツについてです。

デジタルコンテンツの程度の差については選定委員会では出ませんでした。実技教科なので実演するところを見せるということの有効性はあると思われるということでした。

以上で音楽についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

音楽一般について御意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

○村上委員 教出のほうがデジタルコンテンツに関しては、この後の器楽のほうでもあるのですが、量がかなり多いのではないかと思います。ですから、家庭でも十分これ対応できるのではないかなと思っています。

○佐藤教育長 ほかにございませんか。

○奥田委員 確かに教育出版のほうは本当の音楽の教科書らしく網羅的に満遍なくいろんな要素がきちっと説明されているという感じがします。そして、QRコード等も充実しているというのは確かだろうと思います。

一方の教育芸術社のほうは、音楽を楽しむといえますか、自然に音楽の時間を生徒全員に楽しんでもらおうというような意図が感じられます。授業の中でどちらの要素も必要なのでしょうけれども、現場から見て音楽の授業に本来的なもの、尾道の学校の状況とかを含めて、現場の要望みたいなものが何かあれば教えていただければと思います。

○佐藤教育長 事務局でお願いできますか。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。今、現場、学校の中でということであったと思います。

2点申し上げたいと思います。

1つは、音楽に対していろんな得意な子もいれば苦手な生徒もいるということで、全ての子供に対して興味・関心を高め、音楽をしっかりと定着させていくということであります。こういうことについて興味・関心が高くなる教科書ということが大事ではないかと1つは考えております。

もう一つについては、音楽科における協働的な活動ということで申し上げますと、尾道市においては音楽コンクールがあることで、これまで友達と協働し、そして音楽を創造し、つくってきた集団づくり等も大事なポイントであると思いますので、話し合い活動、また協働的な活動、そういう教科書が評価できるのではないかと考えております。

○佐藤教育長 それでは、私の意見を言わせていただきます。デジタルコンテンツを言ったらもう教出が圧倒的にいいです、もうそれは比較にならない。実際に実技教科にとって言えば教出のほうがいい。けれど、教芸のよさは、さきほど話があったことと、もう一つは話し合い活動が充実した内容になっているというのが非常に大きなことかなと思いますし、また生活とか日常的な場面を教科書の中で多く使っているというのは、やはり、子供たちに親しみやすい、音楽を勉強してみたいというようなことにもつながるのかなということで、私は教芸のほうが使いやすいのかなと思いました。

1つ質問ですけども、今回の学習指導要領の中に音楽を形づくっている要素ということで、音色とか、リズムとか、旋律とか、そういったことが、前もそういう言い方だったかどうかよく覚えてないけれども、そのあたりのところで教科書の違いなんかがあるのですか。自分が見る限りでは教芸のほうがその辺がわかりやすかったのかなと思ったのですが。

○事務局 それでは、事務局から気づきを言わせていただきます。

これまでの指導要領では、今教育長がおっしゃった音色、リズム、速度、旋律、テクスチャー、強弱、形式、構成などというふうな形で具体的に示されて

おりましたが、それらのことをひっくるめて、今回の指導要領では「音楽を形づくっている要素」というふうにまとめて言うような形になっております。そういったことがきちっと明記をされているのが教育芸術社になります。巻頭あたりのページに「音楽を形づくっている要素」というのが言葉を使って説明がしてあり、あるいは教科書のページの中にも、ここでは音色と旋律に注目して聴きますよとか、あるいは今回はリズムと速度と旋律にポイントを置いて鑑賞して友達と話し合えましょうであるとか、そういったいろんな活動のところに「音楽を形づくっている要素」というのが常に意識をされるような形で入れられているということになります。

教出のほうも、一般の教科書はこのリズムとか、強弱とか、形式とかといった言葉で明記はしてあるのですが、器楽のほうにはなかったのですが、ただ常にいろんな活動の中で音楽を形づくっている要素ってというのが意識されているのが、どちらかというとならぬかなというふうには捉えております。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ほかに御意見ないでしょうか。

御意見出尽くしたでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 以上で音楽一般の採択に移りたいと思いますけれども、音楽一般については教育芸術社のほうがいいと思われる方は挙手をしていただけますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 わかりました。

それでは、音楽一般については教育芸術社に決定をいたしました。

次に、音楽器楽合奏をお願いいたします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、音楽器楽合奏について報告をいたします。

信木会長から、教育出版と教育芸術社の2者について詳しい説明をいただきました。

教育出版の特徴は、各楽器の各部の名称、姿勢と構え方、奏法等を写真や図で示しているところ、三味線の三線譜や箏の数字譜を取り入れているところ、楽曲数が多く、多彩な曲に触れることができるようになっているところです。

教育芸術社の特徴は、各楽器の構造や種類、姿勢と構え方、奏法等を写真や図で示すとともに、和楽器こぼれ話、演奏を聞こう、楽器を知ろうのコーナーを設けているところ、箏と三味線では、五線譜に加え、一般的によく用いられ

る奏法譜を並記し、読み方を詳しく説明しているところ、楽曲数が多く、多彩な曲に触れることができるようになってきているところです。

これを受けて、質疑に移りました。

質疑では、大きく2つのことが話題になりました。

1つ目は、一般と器楽の教科書が同じ発行者がよいかどうかについてです。

会長からは、選定委員会でも話が出て、同じほうが使いやすいが、同じであることの必然性はないということ、それぞれの者、何をどう教えるかということによって評価が分かれるということでした。特にこれがよいということがなければ、積極的に変えることもないという話がありました。

2つ目は、デジタルコンテンツについてです。

一般と同じように会長からはデジタルコンテンツの優劣についての意見はありませんでしたが、家庭学習で使えるということを視野に入れると有効ということでした。

以上で音楽器楽合奏について報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

音楽器楽合奏の審議に入ります。

御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○木曾委員 デジタルコンテンツは教出のほうがやはりいいんですが、広く子供たちが楽しんで興味を持って音楽、器楽にかかわるとなると、教芸のほうがやはり一般と同じようにすぐれているのかなとは思いますが。

○村上委員 そのとおりではあるのですが、家庭で親と一緒に例えば見たりして、そのことによって、興味が湧くということもあるのではないだろうかと思えます。

○奥田委員 それぞれ演奏の仕方、教科書の中に教育芸術社においてもギターの演奏の仕方とか具体的にありますので、教科書を見ながら家族と一緒に練習してみようとかというようなこともできると思いますので、それぞれそんなに教科書のつくりとして大きな違いはないと思います。先ほど音楽の教科書のほうを教育芸術社にしましたので、よほど何か大きな違いがない限りは一緒のほうが生徒も扱いやすいし、教えるほうも扱いやすいのではないかなという観点で器楽も教育芸術社を推薦したいと思えます。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

それでは、お諮りしたいと思います。

音楽器楽合奏については教育芸術社に決めるということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、音楽器楽合奏は教育芸術社に決定いたしました。

次に、美術に移りたいと思います。

報告をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、美術について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者3者について審議した結果、特に特徴的であると評価した光村図書と日本文教出版の2者について詳しい説明をいただきました。

光村図書の特徴は、ほぼ全ての表現の題材に「発想・構想」についてのコーナーが設けられており、表現活動を重視したつくりになっているということです。

日本文教出版の特徴は、原寸大の作品を掲載することで細かい部分の表現まで鑑賞できる工夫があり、鑑賞活動を重視したつくりになっているということです。

これを受けて、教育委員会として3者のうち2者に絞って審議を行うことについて諮った後、質疑に移りました。

質疑では、両者の特徴の確認とどちらが美術を教えるのに適しているかが話題となりました。美術という教科においては、理解したことを自分の表現につなげていくことが大切であることを考えると、表現を重視している光村がすぐれているという説明がありました。

以上で美術についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

選定委員会では光村図書がすぐれているのではないかとこのように感じたけれども、委員の皆さんから御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○豊田委員 表現活動、鑑賞と両面が大事なのだらうと思うのですが、中学生の今の時期に鑑賞を静かにするというよりも、もっと自分で表現をしていく、積極的に、もちろん描画もありましようし、彫塑もあるでしょうし、いろいろな領域があると思うのですが、今の学習指導要領で言えばそういった積極的に思いを表現していくということを重視している光村のほうがいいかなというふうに思います。もちろん鑑賞も大事だと思いますけれども。

以上です。

○佐藤教育長 ほかにございますか。

○**奥田委員** 今の豊田委員さんの意見と全く同感です。鑑賞をするということとあわせて、それが、自分がそういうすぐれた芸術作品に出会った後、自分だったらどういうふうに表示してみたいかというところでつながっていくということがやはり主体的な子供を育てるということになると思いますので、光村がよいというふうに私も思います。

○**佐藤教育長** ありがとうございます。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** ないようでしたら、採決に移りたいというふうに思います。

美術については光村図書に決定することについて御意見ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** 御異議なしと認め、美術については光村図書に決定いたしました。

次に、保健体育に移りたいと思います。

説明をお願いします。

○**本安教育指導課長** 教育長、教育指導課長。次に、保健体育について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者4者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と大日本図書の2者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は2つです。

1つ目は、各時間に設定されている「活用する」で自分の生活に置きかえたり、学んだことをまとめたりする活動が設けられている、また「見つける」、「課題の解決」、「広げる」の流れに沿って、見通しを持ったり、振り返ったりする工夫がある。

2つ目は、全ての単元において発展的な学習のための資料が記載されていることと、視覚資料によって興味・関心を喚起する工夫があることです。

大日本図書の特徴は2つです。

1つ目は、ポイントとなる重要語句を本文中に太字で示したり、見開き構成で確実に身につけたい学習内容を左ページの本文にまとめたりすることで、基礎・基本が定着させやすいことです。右ページに本文に対応した資料を配置することで、本文の根拠を明確にしています。各章末では、重要語句や要点を再確認できるようにしています。

2つ目は、言語活動に係る学習活動や課題や事例をもとに考えを書く内容が

設定されており、主体的な言語活動が行われるよう工夫されていることです。

これを受けて、教育委員会として4者のうち2者に絞って審議を行うことについて諮った後、質疑に移りました。

質疑では、大きく2つのことが話題になりました。

1つ目は、紙面構成についてです。

大日本は左右のページで本文と資料に分かれており、コンパクトにまとまっているため、わかりやすいものになっていることが大きな特徴で、これは基礎基本の定着に有効だということでした。

東書は学習過程が明確に記載されており、問題解決的な学習を進めるのに有効であるということでした。

2つ目は、今日的な課題についてです。

大日本は、左ページのトピックに今日的な課題がまとめてありわかりやすく、東書は記載内容が詳しく、情報量も多いため、他教科と関連させやすいという話がありました。カリキュラム・マネジメントは、各者意識しているということでした。

以上で保健体育についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

保健体育の質疑に移りますが、御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奥田委員 確かにこの東京書籍のほうは非常に説明も詳しく、全体像がよく把握できるような教科書のつくりになっていると思います。

それに対して大日本図書の場合は、コンパクトに左と右で、左が本文、右が図、あるいは考えてみよう、話し合ってみようというような形になっています。実際どちらが現場のほうで使いやすいのかというようなことになるとと思いますが、私は保健体育という1時間で、1週間に何回もあるわけではないという授業の中で、普通1週間に1回ぐらいですかね、ペース的には、1週間に1回ぐらいのペースで学習するのであれば、ある程度ぱっと読んでコンパクトに内容を捉えて、食生活と健康であったらどういう食生活のところに注意しないといけないのかとか、睡眠と健康というところだったらどういうことを学ぶのかという、そういう点で話題がまとまっていて、生徒の頭の中に残りやすいという、そういうメリットがあるのではないかなと考えました。

○佐藤教育長 何か事務局でありますか。

○本安教育指導課長 時間数でございますが、1週間に保健体育で3時間でございます。

○奥田委員 保健の座学は3年間でどのくらいですか。

○本安教育指導課長 3年間で48時間です。

○奥田委員 2週間に1回ぐらいの割合ですね。だから、なかなか授業時数は確保しにくいと。教科書を1年生から3年間使うということですね。そういう教科の性格は、特徴があるということになりますね。

○佐藤教育長 ほかにございませんか。

私は少し意見的に違うので、おっしゃるようにコンパクトにまとまって、子供たちがわかりやすいという意味ではもう大日本のほうだろうと思います。今日的な、今日求められている問題解決的な学習の過程ということになると、やはり東書のほうがすぐれているのかなあ、どの先生でも主体的、対話的な学びにつながるような学習ができるのではないかと思います。

それとあわせて、やはり東書のほうは視覚教材が非常に有効につくられているなというのがあって、その辺も子供たちの興味、関心を喚起して、そういったことが実生活に生かせる部分もあるのかなというような感じを私は受けたのですが、いかがでしょうか。

余り差がないですよ、そういう意味で。

分かれたので、意見を言っていたかかないと苦しい部分もあるのですが。

○木曾委員 実生活でということになると、身の回りのことを考えたときには、東書のほうが何か身近な内容と見えます。本文の中でいろいろ説明をしてくれているのでわかりやすいというか、理解がしやすいように思われます。

○佐藤教育長 どうしましょう。

村上委員さん、御意見ありますか。

○村上委員 僕はデジタルコンテンツにこだわりがあって、というのが家庭学習をすごく大事にしたい。この教科書を使ったから、全国でも有数の学力がついたというのは聞かないのだけど、家庭学習を大事にしている県は確実に子供たちに学力がついているので、ちょっとその点にこだわって、今回デジタルコンテンツで見させていただいたのだけど、やっぱり東書はよくできている。東書の保健体育でも1、2、3年生の分がもう1冊に入っているんで、帰って勉強するということも少ないかもわからないですけども、非常にこちらはいいのではないかと思います。

○佐藤教育長 ある程度出ましたので、お諮りいたします。

保健体育については東京書籍に決定するという事について御異議ございませぬでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 それでは、保健体育については東京書籍に決定をいたしました。

次に、技術・家庭科の技術分野について移りたいと思います。

説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、技術・家庭科、技術分野について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者3者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と開隆堂の2者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は2つです。

1つ目は、各内容の最初のページ見開きで、左ページに「技術の見方・考え方」、右ページに「発見！技術の最適化」を掲載し、身近な製品の具体例とともに、既存の技術の工夫について示していることです。また、「チェック技術の見方・考え方」を掲載し、気づいた技術の見方・考え方についてまとめることができるようにしています。

2つ目は、生活や社会をよりよくするための方法を考えたり、説明したりする学習活動が設定されていることです。

開隆堂の特徴は1つです。

東京書籍の特徴と同様に、生活や社会をよりよくするための方法を考えたり、説明したりする学習活動が設定されています。

これを受けて、教育委員会として3者のうち2者に絞って審議を行うことについて諮った後、質疑に移りました。

質疑では、大きく2つのことが話題になりました。

1つ目は、SDGsの考え方についてです。

「東書は技術の最適化についてきちんと触れられていること、予測できなかった問題を解決していくことを取り上げている、技術の見方・考え方の視点を捉えている、開隆堂はガイダンスで触れられている」という会長からの回答がありました。

2つ目は、プログラミング教育についてです。

「東書は4領域の一つが情報教育、1つの領域の中の第2、3章で扱っている。開隆堂はプログラミングを章として扱っているのではなく、資料の中で扱われている。プログラミングによって現実の問題を解決していくという点では東書」という会長からの回答がありました。

以上で技術・家庭科、技術分野についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

技術分野の審議に移りたいと思います。

御意見をお願いいたします。

○木曾委員 今、説明をしていただいたようにプログラミング教育というのが授業の中に入ってきて、やはり掲載の仕方が断然東京書籍のほうが充実していると思います。プログラミングは新しい分野でもあり、今から大事なコンテンツだと思います。その中で、小学校ももう始まり、小学校から中学校につながって、またより一層深く学ぶ上ではたくさん掲載して授業でも扱ってもらえる教科書のほうがいいのかなと思うので、東書のほうがよりいいかなと思います。

○佐藤教育長 ほかにございますか。

○豊田委員 技術の最適化ということが示してありますけれども、そういうことを通して、技術の見方や考え方を働かせることが大変必要だと思います。そういう技術の最適化ということを掲載して、その関連が生徒に非常にわかりやすく説明されているのが東書かなというふうには思うのですが、そういう面で東書がいいかなと思います。

○佐藤教育長 ほかに違う御意見がある方はおられますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようであれば、お諮りしても構いませんか。

技術分野の採決に移りたいと思いますが、技術については東京書籍に決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、東京書籍に決定いたしました。

次に、技術・家庭科の家庭分野に移ります。

説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。技術・家庭科、家庭分野について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者3者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と開隆堂の2者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は2つです。

1つ目は、「家庭分野のガイダンス」において、生活の営みに係る見方・考え方をマークやイラストを用いて解説していることです。

2つ目は、内容の構成が「衣食住」、「消費生活」、「家族・家庭生活」の順になっており、全ての章で「家族・家庭の基本的な機能」に触れられている

ことです。

開隆堂の特徴は2つです。

1つ目は、「家庭分野のガイダンス」において、「生活の見方・考え方」として生活の営みに係る見方・考え方について解説があることです。

2つ目は、内容の構成が「家族・家庭生活」、「衣食住」、「消費生活」の順になっていることや、持続可能な生活や社会を考える見解があることです。

これを受けて、教育委員会として3者のうち2者に絞って審議を行うことについて諮った後、質疑に移りました。

質疑では、次のことが話題になりました。

内容の構成についてです。

章立ての順番について、東書が「衣食住」という身近なところから始まって、最後に「家庭・地域」を扱っていることについてです。徐々に抽象度が上がっていく構成になっており、発達段階の手順からいうと自然であるという話になりました。また、東書は全ての章で「家族・家庭の基本的な機能」に触れており、会長からは家庭や地域を大事にすることは尾道教育みらいプラン2に関わって考えても重視したい視点であるという回答がありました。

以上で技術・家庭科、家庭分野についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

御意見等を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○奥田委員 先ほど説明がありましたように、東京書籍の場合、構成が「衣食住」から「消費生活」、「家族・家庭生活」になっているということで、これから持続可能な社会を目指すという点では、身近なところから周りの家族・家庭生活、社会を大切にするという、そういうコンセプトでつくられているこの教科書というのはすぐれていると思いました。

○佐藤教育長 ほかにいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 ないようですから、お諮りをしたいと思いますが、技術・家庭科、家庭分野については東京書籍に決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

次に、英語に移りたいと思います。

説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、英語について報告いたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者6者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と開隆堂の2者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は2つです。

1つ目は、単元冒頭で、写真をもとに生徒とやりとりをし、題材内容への興味を高めるとともに、Unit本文前に文法の「目的・場面・状況を」あらわす音と映像を見て気づきを促すPreviewを設定していることです。また、豊富な日常の場面を設定することで主体的な学習活動につながっています。学んだことを活用する学習について、活動の展開がよく工夫されています。

2つ目は、日常の場面設定が豊富に用意されており、「話すこと」、「聞くこと」、「書くこと」などの活動を設定されていることです。

開隆堂の特徴は2つです。

1つ目は、単元冒頭の写真や簡単なリスニングで題材への興味づけを行うとともに、漫画形式の短い対話で新出表現を理解するScenesを設定して、英語で表現する活動への興味を高めていることです。また、学んだことを活用する学習について、活動の展開がよく工夫されています。

2つ目は、日常生活の場面設定があり、各技能の活動も設定されていることです。

これを受けて、教育委員会として6者のうち2者に絞って審議を行うことについて諮った後、審議に移りました。

質疑では、大きく3つのことが話題になりました。

1つ目は、デジタルコンテンツについてです。

「デジタルコンテンツ自体は各者ある。東書は使えるものになっていると認められる。」という会長からの回答がありました。

2つ目は、場面設定の工夫についてです。

「場面設定をどのようにしているかは大事である。どの者も工夫しているが、場面設定の工夫は東書がすぐれていると思う。豊富な日常場面の設定、実用的で自分たちが生活する中での場面、主体的な場面があり、東書の評価する。」という会長からの回答がありました。

3つ目は、英語嫌いの解消についてです。

英語を好きになるためには、1つは教科書の親しみやすさがあること、もう一つは英語を学ぶ価値や意義、英語で表現する楽しさを実感できるということです。頭でわかってはだめで、身をもってわかるものでなければだめです。そ

のためには、実際の場面、活用する場面で、できた、楽しかったという学びを体験してもらう必要があります。したがって、日常的な子供たちが活用しやすい場面設定が大事であるという話がありました。

以上で英語についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

英語について御意見をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○豊田委員 外国語を学ぶということで、小学校からもう入っておりますが、嫌いにさせないで、英語大好きな子供たちを小学校から中学校へ送り、中学校ではさらにさまざまなことを身につけていくということが大事だと思います。

とりわけ東書の場合は、子供たちの生活に非常に身近な部分で課題設定をしてありましたし、目を通して見て、ぱっとそれが入るような感じを私は受けました。したがって、教科書にそういうふうな生活経験に近いものを取り上げられているということや、この前、信木先生がおっしゃいましたが、なぜ外国語を学ぶのかというふうなことも考えながら、外国語に対して非常に好ましい印象を持ちながら学んでいく尾道の子供であってほしいなと思います。そういう点から東書がいいかなというふうに思いました。

以上です。

○佐藤教育長 ほかに意見ありますか。

○奥田委員 私も特に東書のすぐれているところは場面が英語らしいといえますか、身近でありながら、また子供たちの興味・関心を引く、そういう話になっているところが非常にすぐれているように思いました。

また、この教科書の工夫として、小学校の単語ということで、これは小学校で習っていますよという、そういうことで小学校からのつながりの動機づけもうまく図れているというようなところで、総合的に非常によく練れた教科書だなと思いました。

以上です。

○村上委員 東書の場合、先ほどから私が思っているのですが、家庭学習には、特にリスニングやなんかが非常に有用であるのではないかと思います。ですから、英語嫌いをなくすということではやっぱり家庭学習が非常に大切ではないのだろうかと思いますので、東書のほうが若干いいのではないかと考えております。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

意見も出尽くしたかなというふうに思います。

採決に移りたいと思います。

英語については東京書籍に決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤教育長 御異議なしと認め、そのように決定しました。

最後の項目になりますが、特別の教科道徳に移りたいと思います。

説明をお願いします。

○本安教育指導課長 教育長、教育指導課長。次に、特別の教科道徳について報告をいたします。

信木会長からは、選定委員会において、全ての発行者7者について審議した結果、特に特徴的であると評価した東京書籍と日本文教出版と廣濟堂あかつきの3者について詳しい説明をいただきました。

東京書籍の特徴は3つです。

1つ目は、学習の流れについて、ショートストーリーを用いてわかりやすく示しており、学習の見通しが持てるようにしていることです。

2つ目は、導入で問題を提起してから教材に入るという流れがつけられており、問題意識を喚起し、学びの意欲を高めるものになっていることです。

3つ目は、テーマや教材名の下にマークを使い、豊富なデジタルコンテンツ、関連して扱える教材があることです。

日本文教出版の特徴は3つです。

1つ目は、「学習の進め方」のページが丁寧につくられており、どんな体験を通して何について考えるのかをわかりやすく示しています。また、参考例を設けて学習のステップを示すことで、迷わず学習を進め、体験的な活動を実施するための工夫が行われていることです。

2つ目は、扉ページ、「『いじめ』と向き合う」を設定し、いじめを直接的・間接的に扱った教材とコラムをユニット化し、年間で複数配置しており、いじめを自分たちの問題として問題解決に取り組めるように工夫されていることです。

3つ目は、目次及び該当教材のページ、別冊「道徳ノート」にマークを使い、問題解決的な学習や体験的な学習を扱う教材を示していることです。

廣濟堂あかつきの特徴は2つです。

1つ目は、教材文の終わりに木の葉のマークを使い、先人や現在活躍している著名人の言葉を掲載していることです。

2つ目は、別冊「中学生の道徳ノート」の巻末に、伸ばしていきたいことや今後の目標についての振り返りを書く欄と教材ごとの学習の振り返りをチェックする折り込みのページを設けており、自問と内省を導き、道徳的価値を深く

学べるものとなっていることです。

これを受けて、教育委員会として7者のうち3者に絞って審議を行うことについて諮った後、質疑に移りました。

質疑では、大きく3つのことが話題になりました。

1つ目は、別冊ノートの有用性についてです。

調査員に確認したところ、使いやすいという回答であったことを会長から回答していただきました。

2つ目は、いじめの扱いについてです。

「日文の特徴にいじめについての記述があるが、どのように優れているのか」という御質問でした。会長からは、「年間を通じて継続的にいろいろな側面から我が事として捉えられるように編集されていることである」との回答がありました。

3つ目は、考え、議論する道徳についてです。

これについての各者の特徴を回答していただきました。東書は教材末の設問に自分の考えを書く欄とグループで話し合ったことを書く欄があり、活動が明確になっています。日文は巻頭の学習の進め方において「考え、議論しよう」とあり、考えるためのヒントが示してあります。あかつきは、教材の最後に話し合いが設定されており、考えを深めるヒントもありました。それぞれの者で工夫されています。

つけ加えて、道徳が教科化されて2年目ですが、現在使用している日文で特に問題はないという調査員からの意見についても確認をいたしました。

以上で道徳についての報告を終わります。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

道徳の審議に移りたいと思います。

御意見をお願いします。

○木曾委員 道徳という教科の中で一番気になるものがいじめの扱い方です。もういじめがないっていうことはないので、身近な問題、その扱い方、取り上げ方としては日文が一番すぐれているのかなという印象は受けます。年間を通して複数配置されているという説明もあったように、常にこのいじめのことを考えて、話し合っ、問題解決をみんなですていく、捉えていくということをしているのはやっぱり日文が一番なのかなという印象で、評価はします。

○佐藤教育長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○豊田委員 先ほどのお話の中で、日文を1年間中学校が使ってみて大きな問題

はなかったということの発表がありました。これはきっと考えてみようとか、教材の後ろに示してある問いが非常に核心に触れたものであるのかなということの思うのですけれども、そういう面と、それから議論するということをや非常に大事に扱っている教科書だなと思います。よく言われるのが、議論をしてそれで終わり、内省のところまでなかなかいかないということ現場ではよく聞きます。そうすると、教科書を変えないで日文をとって、さらに考え方を深めていって、今年度は内省していく、子供たちに深く考えさせるという域に入っていく、考えてみようというところを大事にしながらやっていると、さらに深まるのかなということの思い、日文がいいかなと思います。

以上です。

○**奥田委員** 2年前ですか、道徳の教科書を採択するときこの日文を選びまして、その選んだ根拠としてははじめ問題も正面から取り上げている、そして道徳ノートというのも、これは授業の中でうまく活用できるのではないかと、それからゆっくり自分で議論すると、クラスの中でも議論する、そういう時間もしっかり設けられているというような、そういう根拠の中で選んだと思います。そういう中で、選択がどうだったのかという一つの評価として、これを実際に2年間使ってみて、使いやすい教科書だというような評価をいただいているということは、選定した委員としては非常にうれしい結果だというふうに思いますので、今のままこの教科書で自信を持ってこれを使ってもらったらいいと思います。

以上です。

○**佐藤教育長** 御意見も出尽くしたように思いますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** それでは、採択に移りたいと思います。

特別の教科道徳については日本文教出版に決定することについて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤教育長** 御異議なしと認め、特別の教科道徳については日本文教出版に決定いたしました。

以上で議案第46号令和3年度に使用する中学校教科用図書の採択についてを終わります。

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。おかげで無事採択することができました。ありがとうございました。

以上をもって本日の日程は終了しました。

これをもって本日の会議を散会すると同時に、第10回教育委員会定例会を閉会いたします。

なお、次回の定例教育委員会は9月30日水曜日、午後2時半からを予定しております。

お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後6時8分 閉会